

新潟食料農業大学大学院

食料産業学研究科 食料産業学専攻 博士後期課程

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1	設置の趣旨及び必要性	3
2	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	10
3	教育課程の編成の考え方及び特色	11
4	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	14
5	基礎となる修士課程との関係	19
6	入学者選抜の概要	20
7	教員組織の編制の考え方及び特色	23
8	研究の実施についての考え方、体制、取組	25
9	施設・設備等の整備計画	28
10	2以上の校地において教育研究を行う場合	31
11	管理運営及び事務組織	32
12	自己点検・評価	33
13	情報の公表	35
14	教育内容等の改善のための組織的な研修等	36

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 新潟食料農業大学及び新潟食料農業大学大学院の理念・目的

新潟食料農業大学（以下「本学」と記す）は平成 30 年 4 月、建学の精神を『「自由、多様、創造」- 自己規律に裏打ちされた「自由 (Liberty)」のもと、他者の考え方や行動を尊重する「多様性 (Diversity)」と、常に好奇心をもって取り組む「創造力 (Creativity)」を育む。- 』として掲げ、開学した。

本学は人の生命と健康を支える「食」と日本の地域経済の基盤である「農」の新たな進む道を示すため、食料・農業分野において個性ある発展を遂げてきた地域である新潟に、地域社会と国際社会の発展に寄与し、地球規模での課題解決も志向しながら、新しい食料・農業界をリードする人材育成及び研究開発を担う高等教育機関の設置が必要不可欠と考え、「食」と「農」を一体的に教育研究する高等教育機関として、大学の目的を以下のように定めた。

【新潟食料農業大学の目的】

生命、環境、社会を科学する力と、食と農に関する広い知識と技術を総合的に身につけ、課題の解決に前向きに取り組む人材を育成するとともに、実社会に直結する研究開発を通じて地域と国際社会の発展に貢献する。

本学は開学に際し「食料産業学部食料産業学科（入学定員 180 人）」を設置した。

この食料産業学部食料産業学科（以下「本学部」と記す）は、食料・農業分野に関する産業を振興させ地域を発展させるためには、農業や食品工業、その他流通などを「食料産業」として包括的に捉え、農場から食卓まで切れ目のないフードチェーンを構築することが重要であり、1次産業から2次産業、3次産業までを総合的に理解し、これらを俯瞰的かつ一貫して学ぶ環境が必要であると考え、日本で唯一の「食料産業をトータルに学ぶことができる高等教育機関」、つまり「食」の総合大学として、消費者が求める価値を創造する食の総合的な知識・技術を備えた人材を育成している。

そして食料・農業分野の産業振興及び地方創生の一翼を担うべく、「食・農」に関する科学と技術を理解し、ビジネスの視点で農産物の生産から加工・保蔵、流通・販売、消費までのフードチェーン全体について総合的に捉えることができる能力をもった人材の育成とこれらに関わる研究を行うこととし、農業生産に特化した「アグリコース」、食品の機能・加工・開発に特化した「フードコース」、経営・流通・販売に特化した「ビジネスコース」の3つのコースを学科内に設け、食・農・ビジネスを総合的に学ぶ「共通課程」と、アグリ・フード・ビジネスそれぞれの専門的理解と実践力を高める「コース課程」の2つの課程を並行して編成し、この2つの課程を有機的に連動させることにより、食・農・ビジネスに関する知識と技術を修得できる特色ある教育を展開している。

【食料産業学部の目的】

食料・農業分野において、課題の解決と新しい時代の産業を創出するためのサイエンス・テクノロジー・ビジネスの能力を兼ね備えた人材を育成するとともに、実社会に直結する研究開発を行う。

その後本学は令和4年4月、新潟食料農業大学大学院を設置した（以下「本大学院」と記す）。「食料・農業・農村基本計画」の基本的な方針と昨今の食と農を取り巻く環境や課題、そして本学部が、食料・農業分野において課題の解決と新しい時代の産業を創出するためのサイエンス・テクノロジー・ビジネスの能力を兼ね備えた人材の育成を掲げ教育研究を推進してきたことを鑑みると、食と農をめぐる課題の解決にあたっては、消費者・生産者・事業者が協力・協働する関係を構築することが何より重要であり、そのためには本学部を基礎とし、更にその教育活動と研究活動を高度化し、農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」に関する精深な学識及び高い研究能力と専門性を有する高度な専門的人材を育成することは、本学に課せられた重要な社会的役割であり、不可欠かつ急務であることであると考え、食料産業学の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ高度の専門性が求められる役割を担うことのできる学識と能力を修得できる本大学院を設置し、目的を以下のように定めた。

【新潟食料農業大学大学院の目的】

生命、環境、社会に関する科学を基盤とした食と農に係る学術の理論及び応用を研究教授しその深奥を究めるとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことをもって、地域と国際社会の発展に貢献する。

本大学院は開設にあたり、食料産業学部食料産業学科を基礎とした食料産業学研究科食料産業学専攻を設置した（以下「本専攻」と記す）。修士課程としての本専攻の目的は以下のとおりと定めた。

【食料産業学研究科食料産業学専攻〔修士課程〕の目的】

農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」に関する精深な学識を身につけ、高度の研究能力と専門性をもって課題を解決し新しい時代の産業を創出することにより、地域及び国際社会の食料産業の発展に寄与できる高度専門的人材を育成する。

なお、本大学院開設時より本専攻修士課程設置後は、食と農の全般にわたって高度な研究能力と専門性を有する教育者・専門研究者の育成を目的とし博士後期課程を設置する構想としていた。よってこのたび、かねてからの構想に基づき、新潟食料農業大学大

学院食料産業学研究科食料産業学専攻〔博士後期課程〕を設置し（以下「本課程」と記す）、日本で唯一「食料産業学」を教授する大学として、食料産業学の名を冠する学士、修士、そして博士の学位を授与する教学体制を構築し高度な教育及び研究を推進し、地域社会及び国際社会の発展に更に貢献する大学となることを目指すものである。

（２）食料産業学研究科食料産業学専攻〔博士後期課程〕設置の趣旨及び必要性

（１）で述べたとおり、本大学院開設時より本専攻修士課程設置後は、博士後期課程を設置する構想としていた。

それに加え、現在の社会的課題として、食や農を含むあらゆる産業における持続可能な開発目標（SDGs）の達成による持続可能な社会構築への意識及び必要性の高まりとその実現に向けた施策の展開、そして新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による社会構造の変化といった新たな需要・課題・変化が生じている。

また現在、本国の農政の基本理念や政策の根幹となる「食料・農業・農村基本法」もこのような社会的情勢の変化を背景に、見直しがはかられている。

参考；農林水産省ホームページ（<https://www.maff.go.jp/j/basiclaw/index.htm>）

食料・農業・農村基本法

食料・農業・農村基本法は、農政の基本理念や政策の方向性を示すものです。（１）食料の安定供給の確保、（２）農業の有する多面的機能の発揮、（３）農業の持続的な発展と（４）その基盤としての農村の振興、を理念として掲げ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。

制定から約 20 年が経過し、昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化しています。このため現在、基本法を検証し、見直しに向けた議論が行われています。

このような社会情勢の変化に対応し、食料・農業・農村基本計画の基本方針として掲げられている『「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立』を実現するためには、農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」に関する更に精深な学識に基づき、社会情勢の変化に柔軟に対応できる高度な研究能力を以って食料産業を牽引することのできる人材の育成が本学に課せられた重要な社会的役割であり、不可欠かつ急務であることと考える。

また、同じく農林水産省が令和3年5月に定めた「みどりの食料システム戦略」は、「我が国の食料・農林水産業は、大規模自然災害・地球温暖化、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化・地域コミュニティの衰退、新型コロナを契機とした生産・消費の変化などの政策課題に直面しており、将来にわたって食料の安定供給を図るためには、災害や温暖化に強く、生産者の減少やポストコロナも見据えた農林水産行政を推進していく必要があります。このような中、健康な食生活や持続的な生産・消費の活発化やESG投資市場の拡大に加え、諸外国でも環境や健康に関する戦略を策定するなどの動きが見られます。今後、このようなSDGsや環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、我が国の食料・農林水産業においてもこれらに的確に対応し、持続可能な食料システムを構築することが急務となっています。このため、農林水産省では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定しました。」を趣旨としており、また概要版の最前段にはこれに基づく取組として『持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進』が掲げられている。

ここから、まさに生産から加工・保蔵、流通・販売、消費までの一連のつながりをフードチェーンとして捉え、その上で農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」に関する精神な学修・研究を推進する本学が輩出する人材が、社会的に求められる人材であると考えられる。

よってこのたび、平成26年5月1日には「大規模農業の改革拠点」として国家戦略特区に指定された新潟市を擁し、食料・農業分野において個性ある発展を遂げてきた地域である新潟県に立地する新潟食料農業大学大学院食料産業学研究科食料産業学専攻に、修士課程に加え新たに「博士後期課程」を設置するものである。

参考；農林水産省ホームページ

みどりの食料システム戦略トップページ

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

みどりの食料システム戦略（概要）

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/meadri_summary_960px.jpg

（3）食料産業学研究科食料産業学専攻「博士後期課程」の目的

（1）及び（2）で述べたとおり、食と農を取り巻く社会情勢が急激に変化している昨今、開学以来、農林水産業・加工流通業・関連産業を「食料産業」として包括的に捉え一貫的な教育・研究を展開し、食料産業の発展に貢献できる人材育成を行ってきた本学が、更にこの社会的需要に応えるべく高度な研究能力を以って食料産業を牽引するこ

とのできる人材の育成を行うことは、本学の使命と考える。

なおそれにあたっては、中央教育審議会答申「大学院に求められる人材養成機能」に示される四つの方向性のうち特に「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成」が重要であり、社会情勢を踏まえた新たな食料産業を創出する創造性の修得、食料産業に関する総合的かつ高度な専門的知識の修得、時代のニーズに適い発展する食料産業を的確に捉え課題の解決をはかることができる体系的な教育課程の構築が必要と考える。そしてこれにより、本課程を修了した人材が食・農に係る企業や行政機関、団体等における実践現場の指導者や研究開発分野で専門職として活躍することにより、食料産業の発展が実現できるものとする。

それを踏まえ、本課程の目的を以下のとおり定める。

【食料産業学研究科食料産業学専攻〔博士後期課程〕の目的】

食料産業に関する精深な学識を基礎とし、食と農に関わる複雑化し多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、自立して研究活動を行い、持続可能な食料産業の在り方を探求することで、食料産業の振興・発展に向けて公的機関・民間企業等の研究・開発・事業企画部門で活躍できる、または、食と農に関連した地域活性化に資する研究や実践に取り組むことのできる研究者と高度専門的職業人を育成する。

上記のとおり、本課程では学士課程及び修士課程で修得した専門知識と技術とを更に高度化し、食料産業の更なる振興・発展の実現に向け、社会情勢の変化に柔軟に対応し持続可能な食料産業の在り方を探求し自立して研究活動を行い貢献する「研究者」の育成を行うことと同時に、食料産業に関する高度な専門知識と技術及びその研究能力を以って食料産業に関する企業・団体等における研究部門や商品開発部門、新規事業企画部門等において活躍し貢献する「高度専門的職業人」の育成を目的とする。

この本課程の目的に沿い、本課程の卒業認定・学位授与の方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」と記す）を以下のとおり定め、教育研究上及び人材育成上の到達目標とする。

【食料産業学研究科食料産業学専攻〔博士後期課程〕のディプロマ・ポリシー】

知識・理解	農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する食料産業に関する高度な専門知識を有し、課題を的確に捉え自立して研究活動を行い解決に導くことができる
--------------	---

思考・判断	修得した高度な研究能力と専門性に基づき、持続可能な食料産業の在り方を探求し食料産業の振興・発展に寄与できる
関心・意欲	食料産業に関わる最新の政策や動向、研究成果等に関心を持ち、食料産業の振興・発展に向けて公的機関・民間企業等で活躍できる、または食と農に関連した地域活性化に資する研究や実践に取り組むことができる
態度	食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対し、多様な考え方や行動を尊重しながら、食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対して旺盛な探究心と実践力を持って取り組むことができる
技能・表現	サイエンス・テクノロジー・ビジネスの能力を深め、高度で専門的なスキルを修得し自らの学修・研究の成果を整理・記述・公開できる

また、本課程のディプロマ・ポリシーを実現するための教育課程編成・実施の方針（以下、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）を、以下のとおり定める。

【食料産業学研究科食料産業学専攻〔博士後期課程〕のカリキュラム・ポリシー】

農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する食料産業を対象とする総合科学であり、生命科学、環境科学、社会科学等を重要な構成要素とする学問である食料産業学に関する高度の研究能力と専門性を高め、自立して研究活動を行い、持続可能な食料産業の在り方を探求し、食料産業の振興・発展に向けて活躍することができる教育課程を編成する。

そのため、1年次通年科目として配置する「食料産業学研究法」は必修科目とし、全員が持続可能な食料産業の在り方を研究するための知識・技法を修得する。

なお本科目では研究者のみならず高度専門的職業人となる上でも必要な研究倫理、知的財産、競争的研究資金についての理解も教授する。

また、本学部における「コース」、および本専攻修士課程における「領域」を構成するアグリ・フード・ビジネスの分野より演習科目を選択科目として6科目配置し、高度な研究を行うために必要となるそれぞれの専門的知見を修得し見地を高め

ることとしている。

そして研究指導科目として「食料産業学特殊研究」を1年次から3年次まで配置することにより、食と農に関わる複雑化し多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、より科学的なアプローチから自立して研究活動を行うための知識・技法を段階的に修得し、質の高い研究活動を行い博士論文を完成させることのできる教育課程としている。

また本課程の目的に適う入学者を募るため、ディプロマ・ポリシーと同様5つの区分により以下のとおり入学者受入れの方針(以下、アドミッション・ポリシー)を定める。

【食料産業学研究科食料産業学専攻[博士後期課程]のアドミッション・ポリシー】

知識・理解	食料産業に関する精深な学識を有し、食と農に関わる国内外の社会情勢について理解を有する者
思考・判断	食と農に関わる国内外の社会情勢や課題を捉え、持続可能な食料産業の発展について多面的に思考することができる者
関心・意欲	食料産業に関わる最新の政策や動向、研究成果等に関心を持ち、課題の解決を図り食料産業の振興・発展に向けて貢献しようとする意欲を有する者
態度	多様な考え方や行動を尊重しながら、食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対して取り組もうとする態度を有する者
技能・表現	自身の知識や理解を論理的に表現でき、他者と協働して食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対して取り組むことができる者

本課程の目的とディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとの相関、そして本課程のカリキュラムとカリキュラム・ポリシーとの相関を【資料1】食料産業学研究科 食料産業学専攻 博士後期課程の目的及びカリキュラムと3ポリシーとの相関にて示す。

(4) 修了後の進路及び経済社会の人材需要の見通し

(3) で述べたとおり、本課程では研究者の育成とあわせ、民間企業等の研究・開発・事業企画部門においても活躍できる高度専門的職業人を育成する。先述の農林水産省ホームページにもあるとおり、食や農を取り巻く情勢が数年前の想定を超えるレベルで変化している昨今、大学のほか、公民問わず各研究機関や一般企業・団体等においても、前例にない研究活動及び事業展開・地域振興等を求められる時代となっていることが明白である。よって、学士課程及び修士課程より更に高度な専門知識と研究能力を有し、社会情勢の変化に柔軟に対応して自立した研究活動を行い、持続可能な食料産業の在り方を探求できる、本課程で育成する社会実装性の高い博士課程修了者の需要は高いものと想定している。

なお本課程の入学定員は2名としているが、「新潟食料農業大学大学院 食料産業学研究科 食料産業学専攻 博士後期課程 学生の確保の見通し等を記載した書類」に詳述のとおり、本学社会連携推進部とこれまでに関係性のある県内企業、卒業生の就職先企業、新潟県及び県内30市町村人事担当者、新潟県及び他県の農業関連研究施設、全国食品製造関連企業売上高上位30社（日本経済新聞）を抽出し修了後の人材需要の見込みを調査するアンケート調査を実施したところ、設問6の本課程修了者の採用については、「ぜひ採用したい」3件（5.8%）、「採用したい」23件（50.0%）と、半数が採用したいとの回答であった。また、「その他」17件（32.7%）の回答の中には「本人が希望すれば採用したい」、「応募者がいれば検討する」といった採用に前向きな回答も多数存在したことから、実際は多くの企業、団体等で採用の需要があると考えられる。

よって以上のことから、本課程が養成する人材に対する社会的需要は十分に存在し、修了後の活躍の場は今後も継続的かつ安定的に確保できるものと判断でき、修了後の就職は円滑に決定されるものと考えている。

2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本課程は、先述のとおり食料産業学研究科食料産業学専攻に新たな課程として追加して設置する。よって組織名称としては、現存する以下の名称を使用する。

新潟食料農業大学大学院
食料産業学研究科
食料産業学専攻

なお学位の名称については、先述のとおり、日本で唯一「食料産業学」を教授する大学として、食料産業学の名を冠する学士、修士、そして博士の学位を授与する教学体制を構築し高度な教育及び研究を推進し、地域社会及び国際社会の発展に更に貢献する大学となることを目指すものであることから、国際的な通用性も踏まえ、以下のとおりとする。

学士（食料産業学）

修士（食料産業学）

博士（食料産業学）

3 教育課程の編成の考え方及び特色

（1）教育課程の編成方針

本大学院及び本課程の目的及び本課程のディプロマ・ポリシーを実現するための教育課程編成・実施の方針（以下、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）を、以下のとおり定める。

【食料産業学研究科食料産業学専攻〔博士後期課程〕のカリキュラム・ポリシー】

農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する食料産業を対象とする総合科学であり、生命科学、環境科学、社会科学等を重要な構成要素とする学問である食料産業学に関する高度の研究能力と専門性を高め、自立して研究活動を行い、持続可能な食料産業の在り方を探求し、食料産業の振興・発展に向けて活躍することができる教育課程を編成する。

そのため、1年次通年科目として配置する「食料産業学研究法」は必修科目とし、全員が持続可能な食料産業の在り方を研究するための知識・技法を修得する。

なお本科目では研究者のみならず高度専門的職業人となる上でも必要な研究倫理、知的財産、競争的研究資金についての理解も教授する。

また、本学部における「コース」、および本専攻修士課程における「領域」を構成するアグリ・フード・ビジネスの分野より演習科目を選択科目として6科目配置し、高度な研究を行うために必要となるそれぞれの専門的知見を修得し見地を高めることとしている。

そして研究指導科目として「食料産業学特殊研究」を1年次から3年次まで配置することにより、食と農に関わる複雑化し多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、より科学的なアプローチから自立して研究活動を行うための知識・技法を段階的に修得し、質の高い研究活動を行い博士論文を完成させることのできる教育課程としている。

カリキュラム・ポリシーを踏まえた、本課程の科目編成は以下のとおりである。

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・ 実習
共通 演習 科目	食料産業学研究法	1 通	2				○	
	小計 (1 科目)	—	2	0	0	—		
選択 演習 科目	アグリサイエンス演習Ⅰ	1 前		2			○	
	アグリサイエンス演習Ⅱ	1 後		2			○	
	フードサイエンス演習Ⅰ	1 前		2			○	
	フードサイエンス演習Ⅱ	1 後		2			○	
	事業システム演習Ⅰ	1 前		2			○	
	事業システム演習Ⅱ	1 後		2			○	
	小計 (6 科目)	—	0	12	0	—		
研究 指導 科目	食料産業学特殊研究Ⅰ	1 通	4				○	
	食料産業学特殊研究Ⅱ	2 通	4				○	
	食料産業学特殊研究Ⅲ	3 通	4				○	
	小計 (3 科目)	—	12	0	0	—		
合計 (10 科目)		—	14	12	0	—		
修了要件	「共通演習科目」必修科目 2 単位及び「研究指導科目」必修科目 12 単位を修得し、且つ「選択演習科目」より 4 単位以上を修得の上、合計 18 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格すること。							

(2) 教育課程の特色

本専攻のカリキュラム・ポリシーに即して編成されたカリキュラム体系は【資料 2】食料産業学研究科食料産業学専攻博士後期課程カリキュラム体系図に表すとおりである。

1 年次に配置された共通演習科目である「食料産業学研究法」では、博士論文の研究課題について、その関連課題まで含めて、これまでの研究成果の紹介や国内外の文献レビューを通して、学術的背景や独創性などを明らかにする。また、研究のアプローチ方法や収集データの分析法並びに予想される成果についても考察する。セミナー形式も使用して開講し、指導教員などのアドバイスをフィードバックさせながら、持続可能な食料産業の在り方を、科学的なアプローチでの研究法を修得してゆく。さらに研究者または高度専門的職業人となる上で必要な倫理に関する事項、知的財産管理の方法、競争的研究資金に関する事項についても学ぶこととしている。これにより、

自立した研究者に求められる課題の提案や研究計画の立案、研究の遂行及び結果の解析ができること、社会情勢の変化に対応した科学的な研究アプローチを考えることができること、研究活動に関する一般的なコンプライアンスや知的財産管理について説明できることを到達目標とし、研究者としての知識や理解、姿勢、手法といった基本を学ぶ。

また同じく1年次には、選択演習科目としてアグリサイエンス演習Ⅰ・Ⅱ、フードサイエンス演習Ⅰ・Ⅱ、事業システム演習Ⅰ・Ⅱの6科目を配置している。この選択演習科目は、本学部における「コース」、及び本専攻修士課程における「領域」を構成するアグリ・フード・ビジネスの分野より各2科目を選択科目として配置しており、自身の研究テーマに即した科目を選択して履修することにより、高度な研究を行うために必要となるそれぞれの専門的知見を修得し見地を高めることとしている。

そして研究指導科目として、1年次から3年次にかけて「食料産業学特殊研究」を配置している。

食料産業学特殊研究はⅠ・Ⅱ・Ⅲと継続して行い、博士論文を作成するにあたっての研究課題の決定、研究計画の作成、実験・調査等の実施、データ解析や分析等、学会や学術集会での発表、投稿論文執筆から投稿・受理などの全ての過程を受講生が主体的かつ成功裏に完遂できるよう、指導教員による適切な助言・指導を行い、そのうえで、博士後期課程の総まとめである博士論文を完成させるための論文指導を行うこととしている。なお1年次の「食料産業学特殊研究Ⅰ」では、主として情報収集から研究テーマ設定及び研究手法の確立を主題とし、2年次の「食料産業学特殊研究Ⅱ」では、主として研究手法の確立や結果の解釈・考察法及び研究結果の取りまとめを主題としている。3年次の「食料産業学特殊研究Ⅲ」では、主として学位論文執筆に向けて研究結果の取りまとめと発表及び今後の展開への方策を主題とし博士論文の完成に向けて一貫した指導を行うこととしており、これにより、食と農に関わる複雑化し多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、より科学的なアプローチから自立して研究活動を行うための知識・技法を段階的に修得し質の高い研究活動を行い、博士論文を完成させることのできる教育課程としている。

本課程ではこのような特色ある教育課程を展開することにより、先述したディプロマ・ポリシーを達成し、本課程の目的である食料産業に関する精深な学識を基礎とし、食と農に関わる複雑化し多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、自立して研究活動を行い、持続可能な食料産業の在り方を探求することで、食料産業の振興・発展に向けて公的機関・民間企業等の研究・開発・事業企画部門で活躍できる、または、食と農に関連した地域活性化に資する研究や実践に取り組むことのできる研究者と高度専門的職業人の育成を目指していく。

4 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

本課程の授業は、いずれも演習形式で行う。入学定員2人と少人数であることも踏まえ、教員の一方的な教授とせず、大学院生が自ら主体的に考え学び参加することができる演習となるよう配慮して行う。具体的な方策としては、本課程の目的に「食と農に関わる複雑化し多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し」とあるように、食や農に係る知識や理論だけでなく、食料産業に関わる国内外の情勢や動向といった現実と関連づけながら理解を促すことで、食料産業学に関する精深な学識を修得し、その学識を社会に還元することを意識づけながら教授する。また、主体的な姿勢を養うため、受講する大学院生にも積極的に意見・発言を求めることにより、教員と大学院生との対話型授業等も取り入れていく。

(2) 履修指導方法

選択演習科目はいずれも2単位の科目であるため、本課程の修了要件を満たすためには、2科目4単位以上を修得する必要がある。本課程には、本学部における「コース」、本専攻修士課程における「領域」といった区分は設けておらず、食料産業を一体的に・網羅的に捉え教育研究していくが、この選択演習科目の履修についてはそれぞれの大学院生の興味・関心や本課程への入学に際し想定する研究テーマに応じ研究指導教員が履修指導を行う。

まず入学と同時に、大学院オリエンテーションを行い、シラバスや履修要領に基づき本課程の教育課程及び修了要件、時間割（【資料3】食料産業学研究科食料産業学専攻博士後期課程 時間割モデル（案））、3年間のスケジュール（【資料4】食料産業学研究科食料産業学専攻博士後期課程 履修及び研究指導のスケジュール）など基本的な事項について説明を行い、且つ質疑に応じることで不明点を解消する。

また同じく入学と同時に、想定する研究テーマと研究指導希望教員に基づいて研究指導教員を選任する。個々の履修指導についてはこの研究指導教員が主となり指導・助言を行うこととし、その際、専門科目の履修については履修モデル（【資料5】食料産業学研究科食料産業学専攻博士後期課程 履修モデル）を提示しながら、具体的な指導・助言を行う。また事務局窓口においても、学務課職員より随時各種の相談に応じ、大学院生の状況に応じた支援を行う。

なお本学は新潟キャンパス（新潟市）と胎内キャンパス（胎内市）の2つのキャンパスを有しており、本学部及び本専攻修士課程の授業は、2キャンパスを併用して実施している。先述のとおり本学部には3つのコースが設けられているが、新潟キャンパスはそのうちビジネスコース/領域に属する教員が研究室を構え、ビジネスに関する科目を中心に開講している。また胎内キャンパスではアグリコース/領域及びフードコース/領域に属する教員が研究室を構え、実験・実習室や圃場を活用しながら食や農に関わる科目を主として開講している。

よって本課程においても両キャンパスの特性を活かして授業を実施することとし、共通演習科目の「食料産業学研究法」及び選択演習科目の「アグリサイエンス演習Ⅰ・Ⅱ」「フードサイエンス演習Ⅰ・Ⅱ」は胎内キャンパスで、「事業システム演習Ⅰ・Ⅱ」は新潟キャンパスで開講する。なお「食料産業学特殊研究Ⅰ～Ⅲ」は研究指導教員のゼミごとに行うため、研究指導教員の研究室の所在により、2キャンパスいずれかで開講する。

なお両キャンパス間は直線距離で約 21 km、自動車移動の場合は走行距離約 31 km、所要時間約 40 分の距離にあるため、教員及び大学院生いずれも 1 日のうちで両キャンパスを行き来することがないよう配慮した時間割を編成する。

（3）研究指導方法

本課程では 1 人の大学院生につき研究指導教員 1 人を配置し、指導を行う。大学院生は本課程を受験する際、出願書類において指導を希望する教員名を挙げることにするが、入学後、先述した大学院オリエンテーションでの説明を経て改めて「研究指導教員希望申請書（【資料 6】食料産業学研究科食料産業学専攻博士後期課程 研究指導教員希望申請書）を事務局に提出し、その希望を踏まえて研究科教授会にて審議し、博士後期課程の研究指導教員全体から研究指導を行うに適切な研究指導教員を決定する。なおこの研究指導教員は、授業科目の履修から博士論文の完成まで、大学院生の状況や要望に応じた一貫的な教育研究指導を行うこととする。先述のとおり、1 人の大学院生については研究指導教員 1 人が配置されるが、研究テーマがアグリ／フード／ビジネスそれぞれが深く係りあうような内容である場合等は、研究指導教員の判断により、必要に応じ他の研究指導教員または科目担当教員とも連携し参考意見を求める等対応していくことで、より適切な研究指導を行っていく。

本課程の修了にあたっては博士論文の提出が必要であり、提出された博士論文については、3 人以上の審査委員（主査 1 人、副査 2 人）を以って審査を行う。ただし審査の透明性・厳格性及び公平性の観点から、当該大学院生の研究指導教員は主査を務めることはできないこととする。なお、研究指導教員は主査を務めることはできないが副査を務めることはできるため、研究指導教員は特段の事情がない限りは副査の一人となって審査に加わり、副査として専門的見地から審査に係ることで、専門性の高い博士論文を適切に審査し博士論文の質を担保できる審査体制としている。

また、主査は研究科教授会構成員（大学院専任教員）の研究指導教員または研究指導補助教員とし、副査についても研究科教授会構成員（大学院専任教員）の研究指導教員または研究指導補助教員を原則とするが、研究科教授会が必要と認めたときは、本学に属する研究科教授会構成員の研究指導教員または研究指導補助教員以外の教員及び他の大学や研究所等に属する者に審査委員を委嘱することができることとするほか、必要に応じ、副査を 3 名以上とし、計 4 名以上で審査を行うことも可とする。よって、

- ・提出された博士論文については、3 人以上の審査委員（主査 1 人、副査 2 人）を以って審査を行う。

- ・審査の透明性・厳格性及び公平性の観点から、当該大学院生の研究指導教員は主査を務めることはできないこととする。
- ・なお当該大学院生の研究指導教員は特段の事情がない限り、副査の一人となって審査に加わり、副査として専門的見地から審査に係る。
- ・必要に応じ、本学に属する本学に属する研究科教授会構成員以外の教員や外部の専門職者等に審査に加わって頂く。

ことにより、専門性の高い博士論文を適切に審査し、博士論文の質を担保する体制を構築する。

(4) 履修及び研究指導スケジュール

(2) で述べた履修指導及び(3) で述べた研究指導のスケジュールを入学時から修了時までの時系列で示したものが前出の【資料3】食料産業学研究科食料産業学専攻博士後期課程 履修及び研究指導のスケジュールであり、その要旨は以下のとおりである。

1年次	4月	研究科教授会にて審議し研究指導教員を決定、研究指導教員の指導により研究テーマや研究計画の策定に着手
	2月	研究進捗報告会(第1回)にて研究の進捗状況を報告
2年次	2月	研究進捗報告会(第2回)にて研究の進捗状況を報告
3年次	9月	博士論文進捗報告会にて、これまでの研究成果を博士論文として取りまとめ、その進捗状況を報告
	12月	研究科教授会にて審議し審査員(主査・副査)を決定 博士論文提出
	1月	博士論文審査(書面審査、口頭発表審査)及び修了判定

なお【資料3】に表記した指導以外にも日常的な研究指導を継続的に行い、支援する。

(5) 審査体制及び審査基準、学位論文公表の方法

博士論文の審査基準は、① 研究テーマの妥当性 ② 研究方法の妥当性 ③ 論文構成の妥当性 ④ 独創性・有効性 の4項目として審査を行う。各項目の審査基準は以下のとおりとする。

① 研究テーマの妥当性	食料産業における問題解決を目指し、その趣旨及び目的が明確で、学術的あるいは社会的な意義を有するものであること。
② 研究方法の妥当性	研究倫理を遵守した上で、研究に必要となるデータ・情報や資料などが適切に収集され、その処理及び統計・分析などが適切になされていること。また、先行研究を適切に理解し、当該研究との関連性及び相違点を踏まえた研究がなされていること。

③ 論文構成の妥当性	博士論文の趣旨及び構成が明確かつ適切であり、結論に至る展開に論理性・一貫性が認められること。また、目次や章立て、引用、図表、注釈等の体裁が適切であり、語句の表記や文章表現が的確であること。
④ 独創性・有効性	研究の内容及び結論に、独創性及び有効性が認められること。

博士論文の審査を希望する大学院生は、3年次の11月に「博士論文審査願」を提出する。そして「博士論文審査願」が提出された学生に対し、研究科教授会にて審査員3名（主査；1名、副査；2名）を審議の上決定する。なお必要に応じ副査を3名以上とする場合も、その全員について研究科教授会にて審議し決定する。審査員は、定められた博士論文審査基準に従い審査を行い、合否を決定する。

また上記の博士論文審査基準は、大学院生にもあらかじめ公表する。また研究科教授会で決定された審査員についてもあらかじめ公表する。

博士論文発表会は公開制とし、大学院専任教員に加え食料産業学部専任教員の参加も可とする。なお審査を終え合格とされた博士論文は学会及び学会誌等で公表する。

これらの一連の審査及び公表により、博士論文審査の厳格性及び透明性を担保する。

（6）研究倫理審査体制

本課程では、1年次に開講する「食料産業学研究法」において、捏造や改ざん、盗用、権利や人権の侵害、法令の遵守、各種差別、ハラスメント等、研究を行う上での倫理やコンプライアンスについて指導を行う。また研究指導教員からも、論文作成の進行に応じて適宜指導を行う。

なお本学では、研究の倫理審査については「ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会規程（【資料7】ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会規程）」に基づき、所定の審査の下に研究を行っている。よって本課程における博士論文についても、この規程に則り必要な審査を受け取り組むこととする。

この「ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会」は、本学において学術研究に携わる者が行うヒトを直接対象とした研究について、倫理上の妥当性をヘルシンキ宣言（1964年世界医師会採択）等の趣旨に沿って検討し審査することを目的として設置された委員会であり、研究の対象となる個人の人権の擁護や研究の対象となる者に理解を求め同意を得る方法、研究によって生ずる個人への不利益及び危険性に対する配慮等について留意し審査を行う。委員は学長が指名した教員3名以上、学外の学識経験者2名、委員会が必要と認めた教員及び事務局職員若干名で構成され、審査経過及び判定を記録として保存し、必要と認めたときは公表することができる。なお審査を申請しようとする

る者は【資料8】ヒトを対象とする研究に関する倫理審査申請書を委員長に提出し、委員長は審査終了後すみやかにその判定結果を申請結果通知書により通知しなければならないこととしている。

（7）修了要件

本課程の修了要件は、「共通演習科目」必修科目2単位及び「研究指導科目」必修科目12単位を修得し、且つ「選択演習科目」より4単位以上を修得の上、合計18単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとしている。博士論文審査は提出された論文の書面審査、試験は博士論文発表会における口頭発表とし、総合して審査のうえ、修了判定会議において判定することとする。

（8）社会的・職業的自立に関する指導及び学生支援等

新潟食料農業大学キャリアセンターでは、令和4年の大学院設置に伴い、大学院生にもキャリア形成と就職指導を円滑に推進し、進路決定を支援するため以下の活動を行っている。よって本課程設置後は、本課程に在籍する大学院生にも個々の状況を踏まえた支援を行う計画としている。

・進路希望調査

目的

学生の進路希望を知ることにより、適切なキャリア支援の実現に活用する。
また、並行して博士人材を必要としている企業情報の収集に努める。

時期

- 1回目 大学院1年次 6月～7月
- 2回目 大学院1年次 1月～2月

・キャリア面談

目的

学生の研究の進捗状況や進路希望を知ることにより、適切なキャリア指導に活用する。また、企業求人や研究者募集情報収集のための資料とする。

時期

- 全員面談 大学院1年次 8月～9月
- 個別面談 必要に応じ随時

内容

全員面談では、1回目の進路希望調査を受け、より具体的な内容について面談を行う。相談内容によっては研究指導教員と同席の下で行う。個別面談では、必要に応じて個別に面談を行う。

- ・就職活動支援

- 目的

- 就職活動に際し、様々な支援を提供し、内定獲得を円滑に進める。

- 時期

- 希望により随時

- 内容

- 進路相談、各種就職書類作成支援、筆記試験指導、面接試験指導 他

- ・研究職支援

- 目的

- 研究職を希望する学生に対し、研究指導教員と連携を行いながら希望する研究機関等への就職を支援する。

- 時期

- 希望により随時

- 内容

- 当該分野の教員と連携し研究職への就職に関するアドバイス等を行う。また希望研究分野の研究者募集の情報収集、募集開拓を行う。

このほか、学部生を対象に開催する就職活動支援セミナーや業界研究セミナー等の各種セミナーや、企業説明会等への大学院生の参加も可とし、自身が希望する進路の実現に向け、積極的に情報収集等を行うよう指導する。

また入学後は学部生同様、事務局学務課職員より履修等の相談のほか、学生生活に関する相談・支援や心身の健康維持のため学生相談室（医務職員による健康相談、臨床心理士による心理相談）を中心に、必要に応じ研究指導教員や医療機関等とも連携しながら支援にあたる。

5 基礎となる修士課程との関係

本課程は、令和4年に開設した新潟食料農業大学大学院食料産業学研究科食料産業学専攻修士課程を基礎として設置する。

基礎となる食料産業学研究科食料産業学専攻修士課程では、「農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」に関する精深な学識を身につけ、高度の研究能力と専門性をもって課題を解決し新しい時代の産業を創出することにより、地域及び国際社会の食料産業の発展に寄与できる高度専門的人材を育成する。」を目的としている。

修士課程が基礎とする食料産業学部では、1年次は食・農・ビジネスに係る基礎的な理解を修得した上で2年次よりアグリコース、フードコース、ビジネスコースの3つのコースよりいずれかのコースに所属し、卒業に向けて専門性を高め卒業論文の作成を進めていくこととしている。それを踏まえ修士課程では、農林水産業・加工流通業・関連

産業を包含する「食料産業」について更に精深な学識を修得し、食と農に係る課題を解決し新しい時代の産業を創出する高度専門的人材の育成を目的としていることから、修士課程では食・農・ビジネスをより一体的に捉え横断的に学修するため、その教育及び研究については、学部での取り組みを継承しつつもさらに昇華した教育課程とし、専門科目は教育研究の柱となる「アグリ領域」「フード領域」「ビジネス領域」の3領域から構成し、16科目を1年次前期及び後期にそれぞれ段階的に配置しいずれも選択科目とすることにより、各人が計画する研究テーマに必要となる各領域の高度な学問的専門知識を適宜履修できることとした。

本課程では、修士課程の目的をさらに深化させ「食料産業に関する精深な学識を基礎とし、食と農に関わる複雑化し多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、自立して研究活動を行い、持続可能な食料産業の在り方を探求することで、食料産業の振興・発展に向けて公的機関・民間企業等の研究・開発・事業企画部門で活躍できる、または、食と農に関連した地域活性化に資する研究や実践に取り組むことのできる研究者と高度専門的職業人を育成する。」としているとおり、より高度な研究能力と専門知識を有し、持続可能な食料産業の在り方を探求しながら食料産業の振興・発展に向け、公的機関や民間企業等の研究・開発・事業企画部門で活躍できる、または、食と農に関連した地域活性化に資する研究や実践に取り組むことのできる研究者及び高度専門的職業人となることを想定していることから、学部における「コース」、修士課程における「領域」といった区分は設けず、より総合的・複眼的な視点で食料産業全体を捉え研究を推進する思考・姿勢を養っていくこととしている。これにより、修士課程で研究活動と研究方法論の基礎を修得した大学院生が、博士後期課程ではその研究能力を更に高度化・深化させることが可能となり、先述した本課程の目的に適う人材の育成を可能とする（【資料9】食料産業学研究科食料産業学専攻修士課程との関係）。

6 入学者選抜の概要

（1）入学者受入れの方針

本課程の目的は「食料産業に関する精深な学識を基礎とし、食と農に関わる複雑化し多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、自立して研究活動を行い、持続可能な食料産業の在り方を探求することで、食料産業の振興・発展に向けて公的機関・民間企業等の研究・開発・事業企画部門で活躍できる、または、食と農に関連した地域活性化に資する研究や実践に取り組むことのできる研究者と高度専門的職業人を育成する。」である。この目的に適う入学者を募るため、ディプロマ・ポリシーと同様、5つの区分により以下のとおり入学者受入れの方針（以下、アドミッション・ポリシー）を定め、後述の制度に基づき入学者選抜を行う。

【食料産業学研究科食料産業学専攻[博士後期課程]のアドミッション・ポリシー】

知識・理解	食料産業に関する精深な学識を有し、食と農に関わる国内外の社会情勢について理解を有する者
思考・判断	食と農に関わる国内外の社会情勢や課題を捉え、持続可能な食料産業の発展について多面的に思考することができる者
関心・意欲	食料産業に関わる最新の政策や動向、研究成果等に関心を持ち、課題の解決を図り食料産業の振興・発展に向けて貢献しようとする意欲を有する者
態度	多様な考え方や行動を尊重しながら、食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対して取り組もうとする態度を有する者
技能・表現	自身の知識や理解を論理的に表現でき、他者と協働して食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対して取り組むことができる者

(2) 出願資格、入学者選抜の方法及び募集人員

本課程の入学者選抜は、入学定員2人と少数ではあるが、志願者の属性に応じ「学内推薦型選抜」「社会人選抜」「一般選抜」の3つの選抜試験区分を設ける。

出願資格として、文部科学省が定める「博士課程（後期）の入学資格について（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111317.htm）」にある要件は共通とし、その上で選抜ごとに以下のように定める。

【学内推薦型選抜】

本大学院修士課程を修了見込の者で、修士論文の研究指導教員が推薦した者

【社会人選抜】

前途の出願資格を満たし、且つ食や農に係る企業や団体等における実務経験（自営業も含む）を有する者

【一般選抜】

前途の出願資格を満たし、上記の2区分の出願資格に該当しない者

なお選抜方法・試験科目は全選抜試験区分共通とし、志願理由書や修士論文の要旨または研究経過を記載した書類等により評価する「出願書類評価」、修士論文や研究報告の要旨を中心としたプレゼンテーションによる「口述発表」、及び先述した出願書類や口述発表の内容に基づく質疑応答等による「面接試験」の結果を総合して合否を判定する。なお合否の判定は、研究科教授会が委任する代議員会「大学院入試合否判定会議」が行い、審議した合否結果を学長に上申し、学長が入学を決定する。

入学者選抜は第1次募集・第2次募集の計2回を予定し、第1次募集は9月、第2次募集は12月に実施する。

なお外国人留学生の受け入れに際しては、外国人留学生に特化した選抜試験区分は設けないため先述の区分に従い、外国人留学生も日本人学生と同様に選考し合否を判定する。外国人留学生が出願する際は日本語能力を証明する書類等の提出を求め、且つ先述の「口述発表」及び「面接試験」においても本課程での教育及び研究に適う日本語能力を有しているかを確認する。学費の支弁能力についても、出願時に「経費支弁説明書」の提出を求め、直近1年間の経費支弁者からの仕送り等について、その事実を証明する書類（送金証明書等）と共に確認する。また、入学後の経費支弁の計画についてもあわせて確認する。入学手続時には、本学在学中にかかる学費及び生活費について十分に準備されていることを証明する書類（経費支弁者の在職証明書や収入証明書等）の提出を求め、その内容を確認する。そして入学後は「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」に基づく適切な在籍管理を行うと共に、個々の状況に応じて必要な支援・指導を行い、留学生の修学を支援する。

また本課程では意欲の高い優秀な人材に対し、入学金の全額及び授業料の半額を免除する「新潟食料農業大学大学院博士後期課程特待生制度」を設ける。特待生は選抜試験区分によらず、「学内推薦型選抜」「社会人選抜」「一般選抜」の3区分の受験者から選考し、特待生の選考基準を満たすとされた者について先述の減免を行うこととする。

選考基準は、「本大学院への入学意思が明確で、特待生に採用された場合、入学が確約できる者」を共通条件とし、極めて高い実績や専門技術を有する者（業務経験や論文実績、学会発表実績など）あるいは修士課程修了時の学業成績が優秀と認められる者とする。ただし、長期履修生は対象外とする。この特待生の対象上限人数は入学定員と同数の2人とし、第1次募集から順次選考を行い、定員に達し次第締め切ることとする。

なお本大学院では、地域に開いた大学として地域住民の学びの要望に応えること、地域及び食料・農業分野の関連企業や行政機関等との社会連携を推進し、食と農に関する産業の発展に寄与することを目的とし、「研究生」「科目等履修生」「聴講生」の受け入れを行っている。よって本課程でもその制度に従い、正課生以外に「研究生」「科目等履修生」「聴講生」を受け入れることとする。それぞれの定員は若干名とし、教育・研究に支障の無い場合に限り、選考のうえ、研究科教授会の議を経て学長が入学を許可することができるものとする。なお本大学院学則第43条に基づき、本大学院の研究生、科目等履修生、聴講生に関する規則は別に定めることとする。

【資料 10-1】新潟食料農業大学大学院 研究生規程

【資料 10-2】新潟食料農業大学大学院 科目等履修生規程

【資料 10-3】新潟食料農業大学大学院 聴講生規程

7 教員組織の編制の考え方及び特色

本課程の目的や教育課程は先述したとおりであるが、教員組織は、基礎となる食料産業学研究所食料産業学専攻修士課程の教育及び研究を更に発展させたものであり、また修士課程から博士後期課程へ進学する学生に対し連続性のあるきめ細かな指導を行うことを想定し、食料産業学研究所食料産業学専攻修士課程の専任教員を中心として編制する。

入学定員 2 人、収容定員 6 人に対し、本課程専任教員は 12 人で編制しており、内訳は教授 10 人、准教授 2 人である。なおこの 12 人のうち 11 人が博士号を有する教員であり、それぞれの専門分野について高い教育実績及び研究業績、実務経験を有し、博士後期課程における十分な教育・研究が実施できる教員配置としている。

また本学部における「コース」、及び本専攻修士課程における「領域」を構成するアグリ・フード・ビジネスの分野ごとの人数は、アグリ領域 6 人、フード 2 人、ビジネス領域 4 人となっており、様々な見地から食料産業のネットワーク（フードチェーン）を総合的に深く捉え、食料産業に係る課題を見出し解決できる能力を修得できる環境となっている。また専任教員 12 人のうち 2 人が女性教員となっている。

なお専任教員 12 人の年齢構成は、博士後期課程開設時において 70 代 2 人、60 代 6 人、50 代 2 人、40 代 2 人となっている。

本課程は平成 30 年に開設した食料産業学部食料産業学科及び令和 4 年に開設した食料産業学研究所食料産業学専攻修士課程を基礎として、修士課程の完成年度後に引き続き開設する課程であることから、本学部及び修士課程の開設時から教育及び研究に携わり、その目的の実現に向けて十分な教育・研究実績と豊かな教育経験等を有する教員を配置したため 60 歳代以上の年齢構成比が高くなっているが、本学に属する専任教員のうち、本課程の完成年度以降に本課程の専任教員となり得る 30 代から 40 代の教員が各領域に計 9 人在籍している。この 9 人はいずれも既に博士号を取得していることもあり、今後さらに教育・研究の実績を積み上げることにより本課程の専任教員となることで、本課程の継続的な教育・研究は維持できると考える。

なお、本学が所属する学校法人新潟総合学園の就業規則において定める定年は満 65 歳であり、これを超える専任教員は開設時において 5 人、完成年度末時にも同じく 5 人となるが、以下に記した学校法人新潟総合学園就業規則附則第 3 項のとおり、大学院新設など特別の事情があるときは、定年の延長を個別に措置することができることとしている。完成年度における専任教員の年齢構成は、70 代 4 人、60 代 5 人、50 代 1 人、40 代 2 人となる。比較的高齢に偏ることとなるものの、完成年度以降は先述したとおり本

学に属する若手教員の内部昇格による大学院専任教員への登用や、30代の若手教員及び教育・研究の中心となる40～50代の教員を公募により広く募集して採用し、各年代の教員配置の平準化をはかり、本課程の教育・研究が継続的に維持されかつ発展していくことのできる体制を構築することとする。

学校法人新潟総合学園就業規則より抜粋

(定年)

第20条 教育職員のうち無期雇用契約及び途中で有期雇用契約から無期雇用契約に転換した教授、准教授、講師の定年は満65歳とし、定年年令に達した年の年度末をもって退職とする。但し、職員、学園双方協議のうえ再雇用して3年以内勤務させることができるものとし、当該任期が経過した後の再任は個別に決定する。

附則

3 第20条に係わらず学部・学科の新増設、大学院の新設など特別の事情があるときは、理事会において定年の延長を個別に措置することができる。

具体的には、先述のとおり完成年度以降に本課程の専任教員となり得る30代から40代前半の教員が計9人在籍しており、いずれも既に博士号を取得していることから、今後さらに教育・研究の実績を積み上げることにより、退職を迎える教員の後任として本課程の専任教員となることで各年代の均衡がとれたバランスのよい編制となり、本課程の継続的な教育・研究が維持できると考える。

そして内部昇格に加え、本課程に該当する専門領域や教育科目を担当できる若手人材を輩出する大学は国立大学農学部をはじめ全国的に存在するため、公募を行うことによって外部から採用することにより、教員組織の将来構想として、教員の若返りを果たすこともおおいに可能であると考えられる。

よって、先述した内容も含めてであるが本課程の教員組織編制の将来構想としては、完成年度における本課程の専任教員の年齢構成は比較的高齢に偏ることとなるものの、完成年度以降は本学に属する若手教員の内部昇格による大学院専任教員への登用や、30代の若手教員及び教育・研究の中心となる40～50代の教員を公募により広く募集して採用し、各年代の教員配置の平準化をはかり、本課程の教育・研究が継続的に維持されかつ発展していくことのできる体制を構築することとする。

具体的には、開設時には科目担当教員である4名の完成年度末の年齢構成は60代1人、50代1人、40代2人であるが、うち50代・40代の教員3人が十分な教育・研究実績と豊かな教育経験を積むことにより、近い将来に研究指導教員又は研究指導補助教員となることで、研究指導の継続性が保たれるものと思われる。そして本学には本課程の完成年度以降に本課程の専任教員となり得る30代から40代の教員が計9人在籍しており（アグリ3人、フード4人、ビジネス2人）、いずれも既に博士号を取得している

ことから、今後さらに教育・研究の実績を積み上げることにより本課程の専任教員となることで、本課程の継続的な教育・研究は維持できると考える。その際、比較的高齢の経験を持った教員の存在は、教育及び研究の両側面において、若手教員の指導や実績の積み上げ、能力向上に有効である。

またこのような内部昇格に加え、本研究科・本課程に該当する専門領域や教育科目を担当できる若手人材を輩出する大学は国立大学農学部をはじめ全国的に存在するため、公募を並行して行うことによって外部からも採用することにより、教員組織の将来構想として、教育研究の継続性が担保された教員組織を編制していくことが可能であると考えている。

なお本学は新潟キャンパス及び胎内キャンパスの2キャンパスを有しており、本課程においてもこの2キャンパスを活用して教育研究を推進する。「4 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」で詳述したとおり、移動に際する時間及び労力の負担や指導に際する不具合が生じることのないよう、大学院生及び教員とも、1日のうちで両キャンパスを往来することのないよう配慮した時間割を編成する。

8 研究の実施についての考え方、体制、取組

本学では開学時より、産官学連携や地域連携を推進する「社会連携推進室」を設置し、それを支援する委員会組織として社会連携推進委員会、そして事務局組織として社会連携推進部を設置している。

この社会連携推進室は、新潟において発展を遂げてきた食料・農業分野についての知識や技術を集積し、自然科学と社会科学が分野を越えて連携する最新の科学や技術を開発し、これを現場に導入する中核的存在としての「知の拠点」を形成することによって、次代に向けた継続的な地域の活性化と国際社会の発展に繋がると考え設置したものであり、新潟食料農業大学社会連携推進室規程ではその目的を「推進室は本学の研究及び教育分野の特色を生かし、その資源を結集し、産業界、官公庁及び地域社会等と連携しさまざまな課題を解決することによって、学術研究のさらなる発展と社会貢献に寄与することを目的とする。」と定め、業務として「(1) 産官学連携研究に関する相談・受付 (2) 新規事業の企画・調査 (3) 学外人材の受入れと活用並びに教員及び学生の産官学連携を含む社会貢献活動への学外派遣支援 (4) 学内外機関等との連絡・調整 (5) 知的財産の発掘、利用及び管理に関すること (6) 社会連携推進室に関する広報 (7) その他推進室の利用に関し必要と認められること」と定めている。社会連携推進室では、食料産業界の大手企業や研究機関、第一線で活躍する実務家の方々、そして食の生産や加工、流通、販売が盛んに行われている地域と連携し様々な活動を行い、またそれを本学部及び本大学院の教育活動及び研究活動にも還元することで、社会・企業・地域と連携した実践的な知識と活きた技術を身につける教育を行っている。なお社会連携推進室では、日本政策金融公庫新潟支店及び住商フーズ株式会社との産学連携の協力推進に関

する覚書の締結や、胎内市及び胎内市農業協同組合との三者包括連携協定、糸魚川市、新発田市、村上市との包括連携協定の締結により、地域が抱える課題と本学の教育及び研究とを有機的に協働することで、活力のある豊かな地域社会の形成及び発展に寄与していく活動を積極的に推進している。また社会連携推進室では開学時より「アグロフードセミナー」と題した食・農・ビジネスに関わる様々なテーマでの公開セミナーを開催している。企業、地方自治体、国際機関等の方々をスピーカーとして招聘して展開しており、平成30年度の開学時より今日までの5年間で計10回のセミナーを開催し、食・農・ビジネスに関わる様々な研究シーズを発信している。

さらに本学では令和2年4月、地域の食品産業界との産官学連携ならびに食品研究の拠点となることを目指し「新潟食料健康研究機構」を発足させた。新潟食料健康研究機構規程ではその目的を「研究機構は、食料および健康に関わる広範な自然科学・社会科学・人文科学の基礎および応用に関する研究、産官学連携ならびに社会連携活動を行うとともに、学部および大学院との連携による人材育成に取り組み、科学の発展と人類の福祉に貢献することを目的とし、本学の研究所等の取り組みを総合的に統括する。」と定め、業務として（1）研究機構の事業計画に関すること（2）研究機構の組織に関すること（3）研究機構のもとに設置された研究所等における各事業の連携と調整に関すること（4）構成員の編成に関すること（5）学外資金の受入に関すること（6）その他、機構の運営に必要な事項」と定めている。なおこの新潟食料健康研究機構は発足時に、「食品科学研究所」を設立した。食品科学研究所はその目的を「研究所は、食品の発酵・醸造、健康・機能、加工・利用ならびにスポーツ・栄養に関する基礎および応用研究を行うことを目的とする。」とし、業務を「（1）基礎研究および応用研究（2）国際学術共同研究および学外共同研究（3）受託研究および寄附研究（4）研究会、講演会、講習会等の開催（5）大学院学生および学部学生の研究支援（6）研究成果の公表および広報活動（7）その他、研究所の運営に必要な事業」としている。食品科学研究所は新たな食の未来の創造を目指して「加工・利用」「スポーツ・健康・機能」「発酵・醸造」の3領域で食料及び健康にかかわる基礎及び応用研究を行っており、令和4年には、本学胎内キャンパスが位置する胎内市の名所などから分離した酵母を用いて、胎内市産の酒米（五百万石）と、胎内市の名水として名高い「どっこん水（独鈷水）」を用いて、本学オリジナルの清酒を開発・製造した。ブナの異形樹で有名な「ししのくらの森」と、胎内の夕日の名所として知られる「はまなすの丘」から酵母の分離に成功し、これらの酵母を清酒製造により適したものに育種し、育種した酵母（ししのくらの森酵母）を用いて、今代司酒造の協力を得て試験醸造を行い、「純米酒 胎内ししのくらの森」として製品化された。

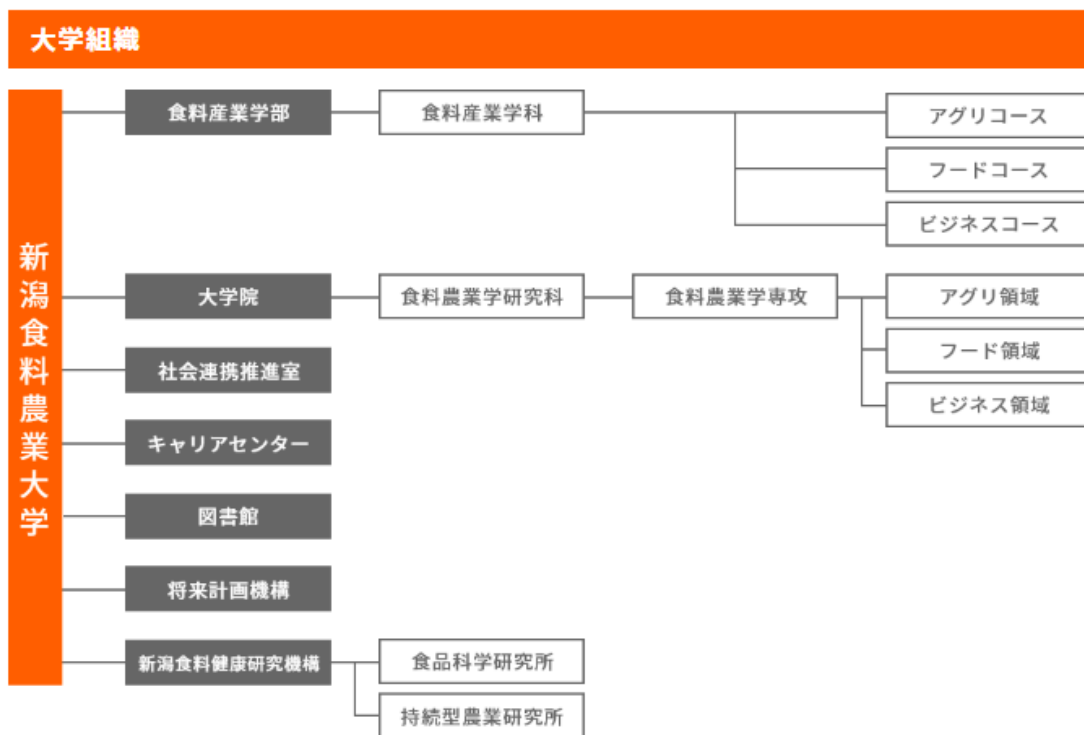
参考；本学ホームページ「清酒『胎内ししのくらの森』完成発表会
<https://nafu.ac.jp/magazine/28559/>

また新潟食料健康研究機構では令和4年7月、持続型農業の生産、製造、加工、流通、販売から金融に至る食料システム全般、及びこれらを取り巻く環境について、サイエン

ス・テクノロジー・ビジネス・カルチャーの面から広く研究・開発を行うことを目的とした「持続型農業研究所」を設立し、「生産」「環境・地域」「ビジネス」の3領域で有機農業、減農薬・減化学肥料農業、環境調和型農業、環境循環型農業等を広く包含した持続型農業について研究を開始した。この両研究所を擁する新潟食料健康研究機構では、技術相談、依頼分析、受託研究、共同研究、公開講座などの活動を通じて地域の活性化とともに人材育成に引き続き取り組んでいる。新潟食料健康研究機構を支援する委員会組織として新潟食料健康研究機構運営委員会、そして事務局組織として社会連携推進部及び経理・研究支援課を設置し、研究活動の推進を補佐している。なお新潟食料健康研究機構は、本学の組織図に示すとおり、学部や大学院及びその他の組織に属することなく、学長の指揮統括のもと、独立性・独自性を保ちつつ、学部や大学院、社会連携推進室、経理・研究支援課と連携しながら各種の研究活動に取り組んでいる。

参考；本学ホームページ 「大学組織図」

<https://nafu.ac.jp/overview/organization/>



新潟食料健康研究機構は令和4年に大学院が設置された後もその組織の位置づけは変更なく、学部や大学院及びその他の組織に属することのない組織とすることで、学長の指揮統括のもと、研究の内容や状況、先方の要望等により学部とも大学院とも柔軟に連携しながら研究活動を推進することとしている。また学部や大学院に属することなく独立した組織とすることで、企業や地域、他大学等との共同研究や人的交流等、学外の組織や研究者との連携においても柔軟に対応できるメリットが生じるものと考えている。なお本課程設置後は、新潟食料健康研究機構が擁する食品科学研究所及び持続型農業研究所との連携を更に高め、大学院生の教育及び研究を充実させるとともに、両研究

所を通じて地域の食料産業企業との共同研究を実施し、地域イノベーションの創出を目指していく。また、ここで開発する新たな機能性食品や持続型農業システムなどを地域の企業を通じて海外に向けて展開するなど、国際社会の発展への寄与も目指していくことで、本大学院の目的に示す「地域と国際社会の発展」に貢献する。

なお本学は「新潟食料農業大学 将来計画」を定めておりここでは研究力の向上に関する目標として「新潟食料健康研究機構をコアとする研究機能を強化し、マーケットインの発想で現場実装に直結する研究を展開することで「実用化研究に強い大学」としてのブランドを確立する。」と掲げている。本学には現時点でRA・URA制度は設けられていないが、先述の将来計画ではそれら制度の構築に向けた検討も中期計画として含まれており、その他の研究活動に係る体制や環境の整備も含め、本学の研究活動を更に推進し拡充・発展させるものとしている。

9 施設・設備等の整備計画

(1) 校地の整備計画

本学は新潟キャンパス（新潟市）と胎内キャンパス（胎内市）の2つのキャンパスを有しており、食料産業学部食料産業学科ではそれぞれのキャンパスの地域特性を活かした実践的な教育及び研究を展開している。

新潟キャンパスはJR白新線豊栄駅から北北西へ約6kmに位置し、本学校法人が擁する新潟医療福祉大学に隣接する用地24,180㎡に延床面積2,851㎡の2階建校舎1棟を有している。新潟市は平成26年5月に大規模農業の改革拠点として国家戦略特区に指定されており、特区として認められる規制緩和や税制措置等を活用することで農業の国際競争力強化の拠点形成を目指している。また新潟市は本州日本海側唯一の政令指定都市であり、産業集積度が高く国内外を結ぶ交通網も整備されている。よって食と農に関する一連の経済活動、すなわちフードチェーンに即した教育・研究を展開し、本学の目的及び教育方針を実現するため、新潟キャンパスにはその特性を活かし、講義室等のほか地域連携や産官学連携をはじめとする社会連携拠点としての機能も有している。

なお胎内キャンパスはJR羽越本線中条駅から北北西へ約5kmに位置しており、用地の面積は128,137㎡、校舎延床面積11,248㎡の校舎を有している。胎内キャンパスは西方に日本海が広がり、北方には胎内川が流れる自然豊かで静穏な環境である。周辺には田畑が広がり、農場・農村・農業従事者と近く、農業の営みを至近に見聞できる環境である。また胎内市は、胎内川が育んだ肥沃な大地の恵みを受け、稲作の他、青果、花卉等の栽培が盛んであり、ワイン、ビール、ハム、乳製品、米粉を使用した食品等多くの特産物を有し、食品の生産・製造・開発が盛んである。よって胎内キャンパスでは、食や農に関わる実践的な教育・研究を推進するため、講義室や演習室等とあわせ、実験・実習室や圃場等を有している。

(2) 施設・設備の整備計画

本課程においては、講義室や演習室、実験室等は既存の校舎を共用し利用する。

新潟キャンパスには講義室4室と演習室8室、そして図書室、学生自習室や休憩等に利用する学生ラウンジを整備している。また胎内キャンパスには講義室7室と演習室17室、11室の実験・実習室、学生食堂や学生ラウンジ、そして敷地内に圃場やガラス温室、ビニールハウス等を整備しており、本課程の大学院生が追加的に使用するためのスペースは十分に確保できる。教員の研究室は、ビジネス分野教員の研究室は新潟キャンパスに、アグリ分野及びフード分野教員の研究室は胎内キャンパスに配置している。

なお胎内キャンパスに配置されている実験室及び栽培施設は以下のとおりである。

名称	面積 (㎡)	主な設備機器
栽培科学実験室(1)	99.00	バイオマルチインキュベーター、ミニプラントインキュベーター 等
栽培科学実験室(2)	69.84	中型恒温振とう培養機、PCR装置、遠心機、オートクレーブ 等
植物分子科学実験室(1)	99.00	ミニプラントインキュベーター、PCR装置、遠心機、オートクレーブ 等
植物分子科学実験室(2)	82.33	微生物用ファーメンター、PCR装置、遠心機、オートクレーブ 等
アグリ学生実験室	254.53	ドラフトチャンバー、PCR装置、ロータリーエバポレーター 等
微生物実験室	14.44	クリーンベンチ、安全キャビネット、メディカルフリーザー 等
フード実験室(1)	145.18	大型冷却遠心機、紫外可視分光光度計、マイクロプレートリーダー 等
フード実験室(2)	79.37	遠心機、紫外可視分光光度計、マイクロプレートリーダー 等
フード実験室(3)	82.33	大型冷却遠心機、真空凍結乾燥器、トランスイルミネーター 等
フード微生物実験室	64.97	マイクロスコープ、リアルタイムPCR、クリーンベンチ 等
フード学生実験室	254.53	自動ケルダール装置、自動ソックスレー装置、バキュームシーマー 等
温室棟	323.92	果菜栽培用設備、LED育苗装置、栽培ベンチ、収穫物予冷庫 等
ビニールハウス	約 180	約 90 ㎡×2 棟

畑	約 1,650	
---	---------	--

またこの他、実験・研究用機器を配備した機器室を2室設けている。アグリ機器室には炭素窒素安定同位体比質量分析計、NCアナライザー、マイクロチップ電気泳動装置、HPLC（有機酸分析システム）、態別窒素分析システム等が、フード機器室にはLC/MS/MS、GC-MS/MS、原子吸光光度計、HPLC（アミノ酸分析システム、合成抗菌剤分析システム）、ビスコグラフ等が配備されている。

本課程の授業科目には実験・実習科目は配置されていないが、博士論文に係る実験を行うにあたっては必要な施設及び機器等が上記のとおり既に備わっており、本課程でもこちらを活用して実験・研究活動を行う。

また大学院生の自習室（大学院生室）については、令和4年の大学院修士課程開設時にあらかじめ博士後期課程の開設を想定し整備しており、本課程でもこちらを活用する。新潟キャンパスについては、16.94 m²の一室に机や椅子、大学院生用ロッカー等を、胎内キャンパスにおいては、第1研究棟（B棟）の一角に43.03 m²の大学院生室を整備している。ここは第1研究棟のホールの一角であり教職員の通用口に隣する空間であったが、新たに壁を設け居室を整備し机や椅子、大学院生用ロッカーやプリンタ等を整備して大学院生室として使用しており、教職員及び学生に影響は生じていない。また学部生の往来は殆どないスペースであるため、自習にあたり静穏な環境が保持できる。なお新潟キャンパスの大学院生室には5人分、胎内キャンパスの大学院生室には14人分の座席を整備しており、修士課程・博士後期課程をあわせた収容定員18人を超える十分なスペースを確保している。

【資料11】 大学院生室概略図

（3）図書館の整備状況

本学には新潟キャンパスに図書室、胎内キャンパスに図書館を擁している。

2キャンパス合計の所蔵資料数は図書13,034冊（うち外国書556冊）、一般雑誌及び学術及び教育研究に寄与する雑誌114種類（うち外国書8種）、視聴覚資料102点である。新潟キャンパス図書室にはビジネスを中心とした資料を、胎内キャンパス図書館には食や農を中心とした資料を整備しているが、本課程の設置に際しては既存の図書に加え、**【資料12】** 購入予定図書・雑誌のとおり、本課程の教育・研究の目的に沿った図書66冊及び和雑誌1タイトルを新たに配備することとしており、本課程の教育及び研究が円滑に且つ効果的に遂行されるものと考えている。なお現在取り扱っている一般雑誌及び学術及び教育研究に寄与する雑誌は**【資料13】** 新潟食料農業大学学術雑誌一覧のとおりであるが、うち7つ「Applied and environmental microbiology」「Crop Science」「Journal of Food Process Engineering」「Journal of Food Science」「Soil Science Society of America Journal」「Biology and Fertility of Soils」「Agroecology and sustainable food systems」は電子ジャーナルであり、研

究活動の推進におおいに活用できる。

また本学は図書館内・図書室内にも無線LAN環境を整備しており、図書等とあわせインターネットによる情報収集を可能とする環境を整備している。図書館には現在、オンラインデータベースが5点導入されており、博士後期課程においてもこれらを利用し、農学や科学技術、ビジネス、報道記事等に係る各種情報を効率的・効果的に収集し、各種教学活動に活用していく。また、蔵書検索システムを用いて両キャンパスの蔵書を検索し、自キャンパスから貸出請求し自キャンパスにいながらもう一方のキャンパスの蔵書を借りることができる。また本学校法人が擁する新潟医療福祉大学及び事業創造大学院大学との相互利用体制も構築しており、本学が所有していない図書についても利用できる等、他大学図書館との連携を図っており、図書館機能の充実により研究活動の推進を支援する。

なお、図書館の開館時間は午前9時から午後9時までとしており、本課程の授業終了後も図書館において自主学習や調査に十分活用することのできる環境としている。

10 2以上の校地において教育研究を行う場合

本課程「9 施設・設備等の整備計画」で述べたとおり、新潟市に設置する新潟キャンパス及び胎内市に設置する胎内キャンパスをあわせ2つの校地を活用して教育研究を行う。2つの校地の活用方法についてもそこで述べたとおりであり、それぞれに必要な施設設備を配置する。

なお【資料3】食料産業学研究科食料産業学専攻博士後期課程 時間割モデル（案）で示したとおり、移動に際する時間及び労力の負担や指導に際する不具合が生じることのないよう、大学院生及び教員とも、1日のうちで両キャンパスを往来することのないよう配慮した時間割を編成する。

教員の研究室は、ビジネス系の教員の研究室は新潟キャンパスに、アグリ系及びフード系教員の研究室は胎内キャンパスに配置している。教員は授業以外の用件により1日のうちに両キャンパスの往来が必要となる場合も想定されるが、自家用車により各自で移動する場合は、両キャンパスとも十分な台数の駐車場が整備されている。また自家用車を有さない教員は、本学が運行するスクールバスにより往来が可能である。

なお各種委員会等をはじめとする会議においては、コロナ禍を機にテレビ会議システムを利用したオンライン会議の活用が全学的に推進されているため、往来が必要となる機会は少ないものと考えている。また離れたキャンパスに滞在している大学院生に対し指導を必要とする場合についても、インターネットを利用した遠隔オンラインシステムにより対話や指導が可能であり、両キャンパスの所在距離による支障は解決がはかれるものと考えている。

11 管理運営及び事務組織

本大学院では、管理運営組織として大学院総務会、研究科教授会及び各種委員会を構成し、学長の指揮のもとに統一的な運営を行っている。研究科教授会は食料産業学研究科の教育や研究に関する意思決定の中心機関として、教育・研究に関する重要事項の審議や各委員会から上程された事項についての審議を行う。また、学長が重要事項について決定を行うにあたり、審議した結果を学長に意見として述べるものとする。なお本大学院の全学的な重要事項については、大学院総務会にて、管理運営と教学の連携を図るとともに教学に関する重要な事項を含め審議する。

(1) 大学院総務会

大学院総務会規程第4条に基づき、学長は議長となり大学院総務会を主宰し、同第5条に基づき原則として毎月1回開催している。

大学院総務会は大学院学則第8条第2項に基づき、学長、研究科長、専攻長、領域長、事務局長及び法人を代表する職員をもって組織し、大学院学則第8条の2及び大学院総務会規程第2条に基づき、次の全学的な重要事項について審議する。

- ・教育研究環境の整備に関すること
- ・大学院学則及びその他規程の制定・改廃に関すること
- ・教育職員人事に関すること
- ・学生の定員に関すること
- ・学生の生活、身分に関すること
- ・理事会が諮問する事項に関すること
- ・学長または研究科長が諮問する事項に関すること
- ・教育研究に関すること
- ・その他大学院の運営に関すること

【資料14】新潟食料農業大学 大学院総務会規程

(2) 研究科教授会

研究科教授会規程第5条に基づき、研究科長は議長となり研究科教授会を主宰し、同第5条第3項に基づき原則として毎月1回開催している。

研究科教授会は大学院学則第9条第2項の規定に基づき、研究科長及び大学院担当の専任教員をもって構成する。なお同条同項のただし書きにより、必要あるときは、その他の教職員を加えることができる。研究科教授会は大学院学則第10条及び研究科教授会規程第4条に基づき、次の事項について学長が決定を行うにあたり、審議した結果を学長に意見として述べるものとする。

- ・学生の入学、修了に関すること
- ・学位の授与に関すること
- ・学位論文の審査に関する事項

- ・教育・研究の基本方針に関すること
- ・教育課程及び履修方針に関すること
- ・学生の研究及び指導、賞罰及び除籍に関すること
- ・授業科目の編成、担当及び試験に関すること

【資料 15】新潟食料農業大学大学院 研究科教授会規程

(3) 委員会

本大学院は研究科教授会規程第 10 条に基づき、研究科教授会の下に委員会を組織している。現在組織している委員会は次の①～④の 4 委員会であり、本課程設置後もそれぞれの委員会規程に規定する所掌事項に基づき、必要な事項を調査、審議または処理する。なお、委員会の審議が終了したときは、研究科教授会へその結果を報告することとする。

- ① 大学院教務委員会
- ② 大学院学生委員会
- ③ 大学院入試・広報委員会
- ④ 大学院 F D 委員会

なお①の大学院教務委員会は、第 2 条の目的に「委員会は、修士課程の教務を円滑に推進し教育の発展に寄与するため、必要な事項を調査、審議又は処理することを目的とする。」と規定しているため、これをこのたびの本課程設置に即し「委員会は、修士課程及び博士後期課程の教務を円滑に推進し教育の発展に寄与するため、必要な事項を調査、審議又は処理することを目的とする。」と修正し、修士課程及び博士後期課程の大学院全体の教務を円滑に推進する。 【資料 16-1】大学院教務委員会規程(案)

【資料 16-2】大学院学生委員会規程

【資料 16-3】大学院入試・広報委員会規程

【資料 16-4】大学院 F D 委員会規程

また本課程開設後、必要が生じた場合は新たな委員会を組織し、本学及び本大学院の円滑な管理運営を図る。

12 自己点検・評価

(1) 基本方針

本学は学校教育法第 109 条及び学則第 4 条に基づき、教育研究の向上を図り学則第 1 条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、認証評価機関による評価を受け、その結果を公表する。

(2) 実施体制

本学は総務会の下に自己点検・評価委員会を設置している。同委員会は、学則第4条第1項及び第2項に定める自己点検及び評価並びに本学の職員以外の者による検証を円滑に実施することを目的としている。同委員会の所掌事項は

- ・自己点検・評価の方針の策定に関する事項
- ・自己点検・評価の企画立案、評価項目の設定、実施及びその結果の公表に関する事項
- ・学外者評価及び学外機関評価への対応及びその結果の公表に関する事項
- ・自己点検・評価、学外者評価及び学外機関評価の結果に基づく学長への改善方策及び改善計画の提言に関する事項
- ・その他自己点検・評価に関する事項

としており、必要な事項を調査、審議または処理することとしている。

(3) 点検・評価項目

自己点検・評価の項目は

- ・理念・目的に関する事項
- ・教育研究組織に関する事項
- ・教員・教員組織に関する事項
- ・教育の内容・方法・成果に関する事項
- ・学生の受入に関する事項
- ・学生支援に関する事項
- ・教育研究環境に関する事項
- ・社会連携・社会貢献に関する事項
- ・管理運営・財務に関する事項

としている。また、委員会では必要に応じ評価項目の設定について審議し、随時見直しを行うこととしている。

(4) 結果の公表と活用

委員会は自己点検・評価の結果を報告書に取りまとめ、本学ホームページにより広く公表するものとする。また、改善を要すると判断される事項については、委員会が改善方策及び改善計画をまとめ学長へ提言し、学長を中心として全学が連携し改善に向けて取り組むこととする。

本大学院においては本課程設置後も、先述した全学的な自己点検・評価の制度及び体制に則り、本大学院及び本課程の目的に照らし、課題共有の機会として自主的・継続的な自己点検・評価に取り組む計画としている。

13 情報の公表

本学は学則第5条に基づき、教育研究活動等の状況について本学ホームページや刊行物への掲載等、積極的に外部に対して情報を公表している。情報の公表については、入試・広報委員会が定める広報の基本方針や基本計画、ホームページの管理及び運用方法等に基づき、各種媒体を活用し広く周知できる方法により実施している。公表する主な項目は、以下のとおりとする。

- ・大学の教育研究上の目的に関すること
(建学の精神や大学及び学部学科の目的、教育方針等)
- ・教育研究上の基本組織に関すること
(学部学科名称や定員数等)
- ・教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- ・入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- ・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
(教育課程の体系や科目一覧等)
- ・学修の成果に係る評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準に関すること
(卒業要件や取得可能な学位等)
- ・校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
(校地・校舎・設備の概況や学習環境、交通手段等)
- ・授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること
- ・大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
(奨学金制度や就職指導体制等)
- ・その他(社会連携に関すること、自己点検・評価の結果に関すること等)

本大学院においても大学院学則第3条に

(情報の提供)

第3条 本大学院は、本大学院の教育研究活動等の状況について、刊行物等への掲載その他広く周知できる方法により、積極的に外部に対して情報を提供する。

と定めており、大学院開設後はこれに則り、大学院に係る情報の積極的な発信に努めており、本課程開設後もこれまで同様、博士後期課程に係る情報の積極的な発信に努めていく。なお、学校教育法施行規則第172条の2第3項に規定されている学位論文に係る評価に当たっての基準についても、「4 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件(5) 審査体制及び審査基準、学位論文公表の方法」の記載内容に基づき、適切に公表する。

14 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本学は学則第24条に基づき新潟食料農業大学FD・SD委員会を設置している。

同委員会は、教育研究活動の内容及び方法の改善・向上及び教育研究活動の適切かつ効果的な運営を図り教育・研究の発展に寄与するため、必要な事項を調査、審議または処理することを目的とし、

- ・教育研究活動の改善に関する立案・実施に関する事項
- ・初任者及び現任者の研修計画の立案・実施に関する事項
- ・学生による授業評価の計画・実施及び分析に関する事項
- ・教育研究活動の改善に関する情報の収集と提供に関する事項
- ・教育研究活動の運営に必要な知識及び技能の習得に関する立案・実施に関する事項
- ・教育研究活動の運営に必要な知識及び技能の習得に関する情報の収集と提供に関する事項

・その他教育研究活動の改善及び教育研究活動の適切且つ効果的な運営に関する事項を所掌事項とし、必要な事項を調査、審議または処理している。なお改善を図るための研修及び研究は学長が主管し、委員会との連携のもと、適切に実施している。具体的な取り組みとしては、学生による授業評価アンケートの実施や教員相互の授業評価・授業見学の実施、新任教員研修の実施、外部講師を招聘した講習会の開催等を行っている。

本大学院開設後は、既設の新潟食料農業大学FD・SD委員会とは別に新たに「新潟食料農業大学大学院FD委員会」を設置し、本大学院の教育研究活動の内容及び方法の改善・向上及び教育研究活動の適切かつ効果的な運営を図り教育・研究の発展に寄与するため、必要な事項を調査、審議または処理することを目的とし、本大学院独自の取り組みも交えながら、大学院教育の水準向上を追求し活動をしている。令和4年度については、大学院が開設されておよそ1年が経過する年度末の令和5年3月下旬に、新年度には修士課程第2期生を迎え入れることを踏まえ改めて研究科長より、本学大学院が目指すべき方針やビジョンについてFD研修を行う予定としている。

なお直近3カ年の研修実施実績は以下のとおりであり、今後もこれまでの実績を踏まえ、各種研修を企画推進し大学院教育の水準向上を追求し活動をしていく。

令和2年度 FD・SD委員会主催研修実績

1) 新任教職員向け研修

実施月：令和2年4月

テーマ：数学の基礎を教える

講師：浅野亮樹 講師

方法：WEB 動画

2) 新任教職員向け研修

実施月：令和2年4月

テーマ：ビジネスプランニングⅠ・Ⅱを振り返って

講 師：松村順二 准教授

方 法：メール

3) 新任教職員向け研修

実施月：令和2年4月

テーマ：学生心理相談室の状況及び学生から相談を受ける際の注意点について

講 師：学生心理相談室 臨床心理士 鈴木聡美 氏

方 法：WEB 動画

4) 全教職員向け研修

実施日：令和2年11月25日（水）

テーマ：著作権の取り扱いについて

講 師：りゅーと法律税務会計事務所 大湊由香 氏

方 法：遠隔（Microsoft Teams）

出席者：教員31名、職員18名 計49名

5) 全教職員向け研修

実施日：令和3年1月27日（水）

テーマ：就職活動の全体像と大学における就職支援

講 師：株式会社ベネッセ i- キャリア

事業推進部 大学企画課 課長 清水 謙 氏

商品サービス本部 グローバルビジネス開発課 岸 潤一郎 氏

大社接続事業本部 東日本営業 2 課 大橋美優花 氏

株式会社ベネッセコーポレーション

グローバル事業開発部 グローバルビジネス開発課 室 雅子 氏

方 法：遠隔（Microsoft Teams）

出席者：教員29名、職員27名 計56名

令和3年度 FD・SD委員会主催研修実績

1) 新任教職員向け研修

実施日：令和3年4月2日（金）

テーマ：こころの相談ルームの状況報告及び学生への接し方について

講 師：臨床心理士 鈴木 聡美 先生

テーマ：日本語能力の低い学生やモチベーションの低い学生とどのように学ぶか

講 師：横向 慶子 教授

方 法：遠隔（Microsoft Teams）

出席者：教員32名、職員6名 計38名

2) 科学研究費申請に関する研修

実施日：令和3年7月28日（水）

テーマ：科学研究費申請について

講 師：中井 裕副学長兼学部長，山中 亮 講師

方 法：遠隔 (Microsoft Teams)

参加者：教員 30 名、職員 25 名 計 55 名

3) 障がい・問題等を抱える学生の対応に関する研修

実施日：令和 3 年 11 月 24 日 (水)

テーマ：障がい・問題等を抱える学生の対応について

講 師：筑波大学 DAC センター 佐々木 銀河 准教授

方 法：遠隔 (Microsoft Teams)

参加者：教員 32 名、職員 22 名 計 54 名

令和 4 年度 FD・SD 委員会主催研修実績

1) 新任教職員向け研修

実施日：令和 4 年 4 月 4 日 (月)

テーマ：授業の状況・実態等について

講 師：青山 浩子 准教授

テーマ：卒論指導・実態等について

講 師：伊藤 豊彰 教授

方 法：遠隔 (Microsoft Teams)

参加者：教員 32 名、職員 2 名 計 34 名

2) 学長裁量研究費研究発表会

実施日：令和 4 年 5 月 25 日 (水)

テーマ：学長裁量研究費研究発表について

講 師：吉岡 俊人 教授、横向 慶子 教授、趙 鉄軍 准教授、阿部 憲一 講師

伊藤 崇浩 講師、佐藤根 妃奈 講師、甲斐 慎一 助教

方 法：遠隔 (Microsoft Teams)

参加者：教員 29 名、職員 21 名 計 50 名

3) 科研費に関する研修会

実施日：令和 4 年 7 月 27 日 (水)

テーマ：失敗学系プロジェクトマネジメント論に基づく、採択されやすい
科研費調書の構築法

講 師：国立大学法人静岡大学 教授 鈴木 康之 氏

方 法：遠隔 (Microsoft Teams)

参加者：教員 36 名、職員 12 名 計 49 名

4) 教員の教育力向上を図るための研修

実施日：令和 4 年 9 月 28 日 (水)

テーマ：教員の教育力向上について

講 師：高力 美由紀 教授、山中 亮 准教授

方 法 : 遠隔 (Microsoft Teams)

参加者 : 教員 31 名、職員 16 名 計 47 名

5) 教学マネジメントに関する研修

実施日 : 令和 4 年 11 月 30 日 (水)

テーマ : 基礎的かつ身近な事例を学び教学マネジメントの共通認識を図る

講 師 : 新潟医療福祉大学 大山 峰生 教育担当副学長

新潟医療福祉大学 五十嵐 紀子 FD・SD推進委員長

方 法 : 遠隔 (Microsoft Teams)

参加者 : 教員 31 名、職員 16 名 計 47 名

6) ランチョンセミナー [研究内容紹介]

実施日 : 令和 5 年 2 月 15 日 (水)

テーマ : 教員研究内容の紹介及び学内での知見の共有

講 師 : 松本 辰也 教授

方 法 : 遠隔 (Microsoft Teams)

参加者 : 教員 27 名、職員 21 名 計 48 名

7) 大学院教育に関する研修

実施日 : 令和 5 年 3 月 22 日 (水) ※開催予定

テーマ : 本学大学院が目指すべき方針やビジョンについて

講 師 : 中井 裕 研究科長

事例紹介 : 修士研究指導と学部研究指導との違いなどの紹介

伊藤 豊彰 教授、佐藤根 妃奈 講師

事例紹介 : 大学院授業の工夫などの紹介

金子 孝一 専攻長、趙 鉄軍 准教授、吉井 洋一 教授

新潟食料農業大学大学院

食料産業学研究科 食料産業学専攻 博士後期課程

設置の趣旨等を記載した書類

資料目次

【資料 1】	目的及びカリキュラムと 3 ポリシーとの相関
【資料 2】	カリキュラム体系図
【資料 3】	時間割モデル (案)
【資料 4】	履修及び研究指導のスケジュール
【資料 5】	履修モデル
【資料 6】	研究指導教員希望申請書
【資料 7】	ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会規程
【資料 8】	倫理審査申請書
【資料 9】	食料産業学研究科食料産業学専攻修士課程との関係
【資料 10 - 1】	新潟食料農業大学大学院 研究生規程
【資料 10 - 2】	新潟食料農業大学大学院 科目等履修生規程
【資料 10 - 3】	新潟食料農業大学大学院 聴講生規程
【資料 11】	大学院生室概略図
【資料 12】	購入予定図書・雑誌
【資料 13】	学術雑誌一覧
【資料 14】	新潟食料農業大学大学院 大学院総務会規程
【資料 15】	新潟食料農業大学大学院 研究科教授会規程
【資料 16 - 1】	新潟食料農業大学大学院 大学院教務委員会規程 (案)
【資料 16 - 2】	新潟食料農業大学大学院 大学院学生委員会規程
【資料 16 - 3】	新潟食料農業大学大学院 大学院入試・広報委員会規程
【資料 16 - 4】	新潟食料農業大学大学院 大学院 F D 委員会規程

【資料1】 食料産業学研究科 食料産業学専攻 博士後期課程の目的及びカリキュラムと3ポリシーとの相関

食料産業学研究科 食料産業学専攻 博士後期課程の目的とディプロマ・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーとの相関

食料産業学専攻 博士後期課程の目的	深く相関する主なディプロマ・ポリシー	深く相関する主なアドミッション・ポリシー
食料産業に関する精深な学識を基礎とし、	知識・理解 農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する食料産業に関する高度な専門知識を有し、課題を的確に捉え自立して研究活動を行い解決に導くことができる	知識・理解 食料産業に関する精深な学識を有し、食と農に関わる国内外の社会情勢について理解を有する者
食と農に関わる複雑化し多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、	態度 食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対し、多様な考え方や行動を尊重しながら、食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対して旺盛な探究心と実践力を持って取り組むことができる	態度 多様な考え方や行動を尊重しながら、食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対して取り組もうとする態度を有する者
自立して研究活動を行い、	技能・表現 サイエンス・テクノロジー・ビジネスの能力を深め、高度で専門的なスキルを修得し自らの学修・研究の成果を整理・記述・公開できる	技能・表現 自身の知識や理解を論理的に表現でき、他者と協働して食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対して取り組むことができる者
持続可能な食料産業の在り方を探求することで、	思考・判断 修得した高度な研究能力と専門性に基づき、持続可能な食料産業の在り方を探求し食料産業の振興・発展に寄与できる	思考・判断 食と農に関わる国内外の社会情勢や課題を捉え、持続可能な食料産業の発展について多面的に思考することができる者
食料産業の振興・発展に向けて公的機関・民間企業等の研究・開発・事業企画部門で活躍できる、 または、食と農に関連した地域活性化に資する研究や実践に取り組むことのできる 研究者と高度専門的職業人を育成する。	関心・意欲 食料産業に関わる最新の政策や動向、研究成果等に関心を持ち、食料産業の振興・発展に向けて公的機関・民間企業等で活躍できる、または食と農に関連した地域活性化に資する研究や実践に取り組むことができる	関心・意欲 食料産業に関わる最新の政策や動向、研究成果等に関心を持ち、課題の解決を図り食料産業の振興・発展に向けて貢献しようとする意欲を有する者

食料産業学研究科 食料産業学専攻 博士後期課程のカリキュラムとカリキュラム・ポリシーとの相関

(カリキュラム・ポリシーは①～④に分けて記載)

CP① 全体	農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する食料産業を対象とする総合科学であり、生命科学、環境科学、社会科学等を重要な構成要素とする学問である食料産業学に関する高度の研究能力と専門性を高め、自立して研究活動を行い、持続可能な食料産業の在り方を探求し、食料産業の振興・発展に向けて活躍することができる教育課程を編成する。					
	1年次		2年次		3年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
共通演習科目	食料産業学研究法		CP② 共通演習	1年次通年科目として配置する「食料産業学研究法」は必修科目とし、全員が持続可能な食料産業の在り方を研究するための知識・技法を修得する。なお本科目では研究者のみならず高度専門的職業人となる上でも必要な研究倫理、知的財産、競争的研究資金についての理解も教授する。		
選択演習科目	アグリサイエンス演習Ⅰ	アグリサイエンス演習Ⅱ	CP③ 選択演習	本学部における「コース」、および本専攻修士課程における「領域」を構成するアグリ・フード・ビジネスの分野より演習科目を選択科目として6科目配置し、高度な研究を行うために必要となるそれぞれの専門的知見を修得し見地を高めることとしている。		
	フードサイエンス演習Ⅰ	フードサイエンス演習Ⅱ				
	事業システム演習Ⅰ	事業システム演習Ⅱ				
研究指導科目	食料産業学特殊研究Ⅰ		食料産業学特殊研究Ⅱ	食料産業学特殊研究Ⅲ	CP④ 研究指導	研究指導科目として「食料産業学特殊研究」を1年次から3年次まで配置することにより、食と農に関わる複雑化し多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、より科学的なアプローチから自立して研究活動を行うための知識・技法を段階的に修得し、質の高い研究活動を行い博士論文を完成させることのできる教育課程としている。

【資料2】 食料産業学研究科食料産業学専攻博士後期課程カリキュラム体系図

本課程の目的	食料産業に関する精深な学識を基礎とし、食と農に関わる複雑化し多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、自立して研究活動を行い、持続可能な食料産業の在り方を探求することで、食料産業の振興・発展に向けて公的機関・民間企業等の研究・開発・事業企画部門で活躍できる、または、食と農に関連した地域活性化に資する研究や実践に取り組むことのできる研究者と高度専門的職業人を育成する。	
ディプロマ・ポリシー	知識・理解	農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する食料産業に関する高度な専門知識を有し、課題を的確に捉え自立して研究活動を行い解決に導くことができる
	思考・判断	修得した高度な研究能力と専門性に基づき、持続可能な食料産業の在り方を探求し食料産業の振興・発展に寄与できる
	関心・意欲	食料産業に関わる最新の政策や動向、研究成果等に関心を持ち、食料産業の振興・発展に向けて公的機関・民間企業等で活躍できる、または食と農に関連した地域活性化に資する研究や実践に取り組むことができる
	態度	食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対し、多様な考え方や行動を尊重しながら、食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対して旺盛な探究心と実践力を持って取り組むことができる
	技能・表現	サイエンス・テクノロジー・ビジネスの能力を深め、高度で専門的なスキルを修得し自らの学修・研究の成果を整理・記述・公開できる

農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する食料産業を対象とする総合科学であり、生命科学、環境科学、社会科学等を重要な構成要素とする学問である食料産業学に関する高度の研究能力と専門性を高め、自立して研究活動を行い、持続可能な食料産業の在り方を探求し、食料産業の振興・発展に向けて活躍することができる教育課程を編成する。

	1年次		2年次		3年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期

共通演習科目	必修	食料産業学研究法		
選択演習科目	選択	アグリサイエンス演習Ⅰ	アグリサイエンス演習Ⅱ	※左記6科目中2科目（4単位）を選択必修とする。
		フードサイエンス演習Ⅰ	フードサイエンス演習Ⅱ	
		事業システム演習Ⅰ	事業システム演習Ⅱ	
研究指導科目	必修	食料産業学特殊研究Ⅰ	食料産業学特殊研究Ⅱ	食料産業学特殊研究Ⅲ

1年次の必修科目である「食料産業学研究法」にて、博士論文研究課題の捉え方やアプローチ手法、研究倫理等の基礎的な知識と技法を修得する。

また1年次に6科目配置されている選択演習科目では2科目を選択必修とし、自身の研究テーマに即した科目を選択しアグリ・フード・ビジネスそれぞれの領域に係る専門的な知識および考察能力を高める。

そして1年次～3年次の必修科目である「食料産業学特殊研究Ⅰ～Ⅲ」において自身の学修・研究の成果を博士論文として取りまとめ、科学的に整理・記述・公開できる能力を修得する。

【資料3】 食料産業学研究科食料産業学専攻博士後期課程 時間割モデル (案)

前期		月		火		水		木		金	
時限	学年	科目	キャンパス	科目	キャンパス	科目	キャンパス	科目	キャンパス	科目	キャンパス
1限	1年										
	2年										
	3年										
2限	1年					食料産業学研究法	胎内			事業システム演習Ⅰ	新潟
	2年										
	3年										
3限	1年					フードサイエンス演習Ⅰ	胎内				
	2年										
	3年										
4限	1年	食料産業学特殊研究Ⅰ	新潟/胎内			アグリサイエンス演習Ⅰ	胎内				
	2年			食料産業学特殊研究Ⅱ	新潟/胎内						
	3年							食料産業学特殊研究Ⅲ	新潟/胎内		
5限	1年										
	2年										
	3年										
後期		月		火		水		木		金	
時限	学年	科目	キャンパス	科目	キャンパス	科目	キャンパス	科目	キャンパス	科目	キャンパス
1限	1年										
	2年										
	3年										
2限	1年					食料産業学研究法	胎内			事業システム演習Ⅱ	新潟
	2年										
	3年										
3限	1年					フードサイエンス演習Ⅱ	胎内				
	2年										
	3年										
4限	1年	食料産業学特殊研究Ⅰ	新潟/胎内			アグリサイエンス演習Ⅱ	胎内				
	2年			食料産業学特殊研究Ⅱ	新潟/胎内						
	3年							食料産業学特殊研究Ⅲ	新潟/胎内		
5限	1年										
	2年										
	3年										

【資料4】 食料産業学研究科食料産業学専攻博士後期課程 履修及び研究指導のスケジュール

年次	時期	予定	備考	
1 年 次	4月	上旬	入学式	
		上旬	オリエンテーション	シラバスや履修要領に基づき、本課程の教育課程や修了要件、時間割、3年間のスケジュールなど基本的な事項について説明を行う。
		中旬 ～	研究指導教員の決定	研究指導教員希望申請書に基づき研究科教授会にて審議し、研究指導教員1名を決定する。
			履修登録	研究指導教員より指導・助言を行い、履修科目を決定し履修登録を行う。
			授業開始	
	9月	下旬	後期科目履修登録・変更	研究指導教員より指導・助言を行い、履修科目を決定し履修登録を行う。
	2月	下旬	研究進捗報告会 (第1回)	1年間の研究の進捗状況について報告を行う。 研究指導教員は研究活動の進捗状況を点検しこれまでの研究活動を総括し、次年度の課題や進め方等について指導・助言を行う。
2 年 次	4月	上旬	オリエンテーション	
		中旬	履修登録	
	9月	下旬	後期科目履修登録・変更	
	2月	下旬	研究進捗報告会 (第2回)	2年間の研究の進捗状況について報告を行う。 研究指導教員は研究活動の進捗状況を点検しこれまでの研究活動を総括し、次年度の課題や進め方等について指導・助言を行う。
3 年 次	4月	上旬	オリエンテーション	
		中旬	履修登録	
	9月	中旬	博士論文進捗報告会	これまでの研究成果を博士論文として取りまとめ、その進捗報告を行う。その結果により博士論文の方向性を確定し、研究指導教員より博士論文の提出・発表に向けて指導を継続する。
	11月	下旬	博士論文審査願提出	
	12月	中旬～ 下旬	博士論文審査員決定	研究科教授会にて、主査と副査の選定について審議し決定する。
		下旬	博士論文提出	
	1月	下旬	博士論文審査・発表会	提出された論文の書面審査及び博士論文発表会における口頭発表審査を総合して審査する。
	2月	中旬	修了判定会議	
3月	上旬～ 中旬	修了式・学位授与式		

【資料5】 食料産業学研究科食料産業学専攻博士後期課程 履修モデル

1 アグリ系の選択演習科目を中心としたモデル

… 作物・園芸作物の環境に配慮した持続的生産や廃棄物の循環利用について科学的に考究し、その最新の理論と応用を学び、研究に必要な知識および知見を修得し博士論文を完成する。

	1年次	2年次	3年次	
共通演習科目	食料産業学研究法 2			
選択演習科目	アグリサイエンス演習Ⅰ 2 アグリサイエンス演習Ⅱ 2			修得単位数
研究指導科目	食料産業学特殊研究Ⅰ 4	食料産業学特殊研究Ⅱ 4	食料産業学特殊研究Ⅲ 4	18 単位

2 フード系の選択演習科目を中心としたモデル

… 食料の生産から消費、最終的に廃棄・再利用されるまでのフードチェーンの全過程を一貫してとらえ、食品について科学的に考究し、高度利用するための理論と応用を学び、研究に必要な知識および知見を修得し博士論文を完成する。

	1年次	2年次	3年次	
共通演習科目	食料産業学研究法 2			
選択演習科目	フードサイエンス演習Ⅰ 2 フードサイエンス演習Ⅱ 2			修得単位数
研究指導科目	食料産業学特殊研究Ⅰ 4	食料産業学特殊研究Ⅱ 4	食料産業学特殊研究Ⅲ 4	18 単位

3 ビジネス系の選択演習科目を中心としたモデル

… 食料産業に係る様々な事業は、企業や各種団体が主体となり生活者（消費者）に商品やサービスとして届けられる。よって、企業や各種団体の戦略、事業の開発・運営、生活者（消費者）の消費行動などの理論と応用を学び、研究に必要な知識および知見を修得し博士論文を完成する。

	1年次	2年次	3年次	
共通演習科目	食料産業学研究法 2			
選択演習科目	事業システム演習Ⅰ 2 事業システム演習Ⅱ 2			修得単位数
研究指導科目	食料産業学特殊研究Ⅰ 4	食料産業学特殊研究Ⅱ 4	食料産業学特殊研究Ⅲ 4	18 単位

設置等の概要資料

研究指導教員希望申請書

令和 年 月 日

新潟食料農業大学大学院
食料産業学研究科長 様

学籍番号

氏名

下記のとおり、研究テーマ・指導教員を希望します。

記

研究テーマ	
研究目的	
研究指導教員	

以上

研究科長	専攻長	学務部長
特記事項		

【資料7】ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会規程

ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、新潟食料農業大学（以下「本学」という。）において学術研究に携わる者が行うヒトを直接対象とした研究について、倫理上の妥当性をヘルシンキ宣言（1964年世界医師会採択）等の趣旨に沿って検討し、審査することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査)

第3条 委員会は、本学において学術研究に携わる者（専任教職員、非常勤講師、ならびに研究員等）から、ヒトを対象とした研究の実施計画の申請があった場合、当該実施計画の倫理上の審査を行うものとする。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項に留意して、審査を行うものとする。

- (1) 研究の対象となる個人の人権の擁護
- (2) 研究の対象となる者に理解を求め同意を得る方法
- (3) 研究によって生ずる個人への不利益及び危険性に対する配慮

3 本条第1項の規定におけるヒトを対象とした研究とは以下に示す範疇の研究とする。

- (1) ヒトまたはヒト由来試料を対象とし、個人の行動、環境、心身等に関する情報およびデータ等を収集または採取して行う研究
- (2) ヒトES細胞を使用する研究
- (3) 遺伝子治療臨床研究
- (4) ヒトゲノム遺伝子解析研究

(委員会の組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名した教員 3名以上
- (2) 学外の学識経験者 2名
- (3) 委員会が必要と認めた教員及び事務局職員 若干名

2 前項に規定する委員のほか、委員会が必要と認める場合は第7条で定める専門委員を加えることができる。

3 本条第1項各号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場

合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学長が指名した教員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は審査に参加することができないときは、その職務を代行する。

(議 事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、書面または電磁的記録による会議の開催および議決は可能とする。

- 2 審査の判定は、出席委員の合意によるものとし、判定は次の各号に掲げる表示による。
 - (1) 承認
 - (2) 条件付承認
 - (3) 変更の勧告
 - (4) 不承認
 - (5) 非該当
- 3 委員会が必要と認めたときは、申請者を委員会に出席させ、研究等の実施計画について説明させるとともに、意見を述べさせることができる。
- 4 委員会は、審査経過及び判定を記録として保存し、必要と認めたときは公表することができる。

(専門委員)

第7条 委員会は、専門の事項を調査検討するため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は当該専門の事項に係る学内学外の有識者のうちから学長が委嘱する。
- 3 委員会が必要と認めたときは、専門委員を委員会に出席させ、審査の判定に加わることができる。

(申請手続及び判定通知)

第8条 審査を申請しようとする者は、ヒトを対象とする研究に関する倫理審査申請用書類一式(別紙様式第1～3)を委員長に提出しなければならない。

- 2 委員長は審査終了後速やかに、その判定結果を申請結果通知書(別紙様式第5)により通知しなければならない。

(研究報告書)

第9条 倫理審査承認を受けた研究について終了、中止する場合、および複数年度にわたる研究においては年度に1度、研究(状況・終了・中止)報告書(別紙様式第4)を委員長に提出しなければならない。

(研究計画の変更)

第10条 倫理審査承認を受けた研究について、申請者が変更しようとする場合は、研究計画の変更申請書(別紙様式第6)及び倫理審査申請用書類一式(別紙様式第1～3)を委員長に提出し、その変更について委員会の承認を得なければならない。

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務局総務部において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、総務会の議を経て学長が行う。

(附則)

- 1 この規程は、平成30年5月2日から施行する。
- 2 開学から当面の間は、この規程に定めるヒトを対象とする研究に関する倫理委員会の役割については総務会が担うこととする。

(附則)

平成31年4月1日よりこの規程に定めることはヒトを対象とする研究に関する倫理委員会にて扱うこととする。

(附則)

この規程は、令和3年9月8日から施行する。

(附則)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和5年2月8日から施行する。

【資料8】倫理審査申請書

別紙様式第2

倫 理 審 査 申 請 書

20 年 月 日

新潟食料農業大学 倫理委員長 殿

※受付番号

<申請者> 所属
職名
氏名

下記のとおり研究倫理審査を申請します。

記

審査区分	<input type="checkbox"/> 通常審査	<input type="checkbox"/> 迅速審査
審査状況	<input type="checkbox"/> 新規申請	<input type="checkbox"/> 計画の変更(承認番号:)
共同研究等	<input type="checkbox"/> 本学のみで実施*	<input type="checkbox"/> 多機関共同研究(<input type="checkbox"/> 研究代表者である*) <input type="checkbox"/> 研究協力

*本学の承認番号を発行

1 研究課題名	
2 研究責任者名	※本学専任教職員, 非常勤講師, 大学院生, 研究生等 ※研究協力の場合は本学の研究協力者
3 研究指導者名	※申請者が大学院生・研究生の場合に記入
4 研究内容	該当事項をチェック☑(クリックにて選択)してください
1) 侵襲の有無:	<input type="checkbox"/> 侵襲あり <input type="checkbox"/> 軽微な侵襲あり <input type="checkbox"/> 侵襲なし
2) 介入の有無:	<input type="checkbox"/> 介入あり <input type="checkbox"/> 介入なし
3) データの取得:	<input type="checkbox"/> 新規試料・情報の取得 <input type="checkbox"/> 既存試料・情報の使用
4) データの種類:	<input type="checkbox"/> 生体・人体試料 <input type="checkbox"/> 音声/画像/映像 <input type="checkbox"/> 実験・測定データ *複数選択可 <input type="checkbox"/> 観察記録・診療記録 <input type="checkbox"/> 調査票回答 <input type="checkbox"/> インタビュー記録 <input type="checkbox"/> その他()
5) データの提供:	<input type="checkbox"/> 提供等なし <input type="checkbox"/> 他機関へ提供する <input type="checkbox"/> 他機関から提供を受ける
5 研究期間	<input type="checkbox"/> 倫理審査承認後 ~ 2023年3月末日 <input type="checkbox"/> 20年 月 日 ~ 20年 月 日 ※変更等で遡る場合に限る
6 研究の実施場所	<input type="checkbox"/> 学内(教室・施設: 付属棟) <input type="checkbox"/> 学外(他施設名:) <input type="checkbox"/> オンライン調査 <input type="checkbox"/> その他()
7 公開データベースへの登録	<input type="checkbox"/> 登録済 <input type="checkbox"/> 登録予定 ※介入研究は 【必須】 <input checked="" type="checkbox"/> 登録しない (登録先: 番号:)
8 開示すべき利益相反	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※ありの場合には研究計画書に利益相反に係る内容を記載する。
9 研究倫理講習(eL CoRE)の受講	<input type="checkbox"/> 受講済(2021年8月受講) ※申請者 【必須】
10 COVID-19感染拡大防止のための研究活動ガイドライン	<input type="checkbox"/> 研究計画書に記載済 ※申請者 【必須】

【資料9】 食料産業学研究科食料産業学専攻修士課程との関係

食料産業学部 食料産業学科



農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」を対象とする総合科学であり、生命科学、環境科学、社会科学等を重要な構成要素とする学問である「食料産業学」に関する高度な研究能力と専門性を高めるため、基礎となる学部の各コースの領域を統合し昇華

食料産業学研究科 食料産業学専攻 [修士課程]



マーケットインの発想も含めて持続性の高い新たな農業生産システムを展開し食料産業の発展に貢献できる高度な能力を修得する。

「食品科学分野」「食品プロセス学分野」について相互的に学び研究することにより、食料産業の発展に貢献できる高度な実践力と応用力を修得する。

食料産業が直面する諸課題を社会科学・ビジネスの側面から多面的に理解し、事業の推進や地域活性の推進に必要な高度な知識と能力を修得する。

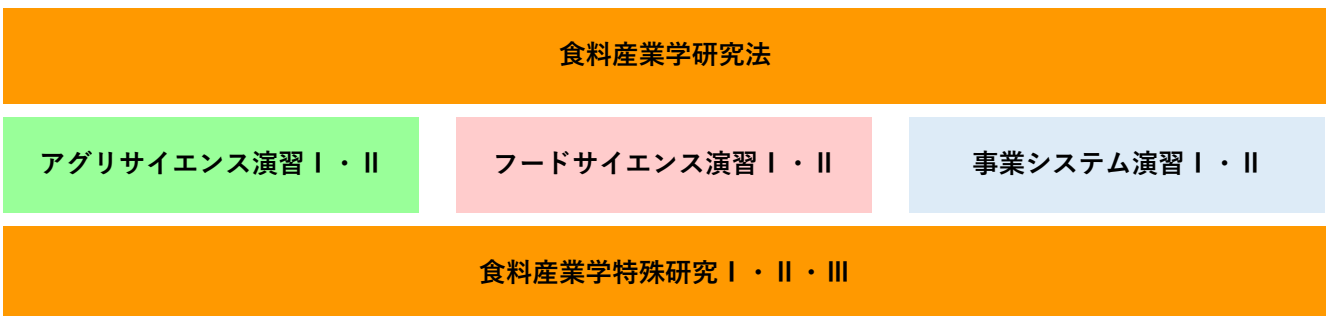
- 環境微生物学特論
- スマート園芸学特論
- 環境保全型土壌管理学特論
- 総合的農地生物管理学特論
- 作物栽培学特論
- 農業生物学特論

- 食品化学特論
- 食品プロセス学特論
- 食品微生物学特論
- 食品機能学特論
- 食品安全環境学特論
- 発酵醸造学特論

- 食料産業ビジネス特論Ⅰ
- 食料産業ビジネス特論Ⅱ
- 地域イノベーション特論Ⅰ
- 地域イノベーション特論Ⅱ

農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」を対象とする総合科学であり、生命科学、環境科学、社会科学等を重要な構成要素とする学問である「食料産業学」に関する高度の研究能力と専門性を高め、持続可能な食料産業の在り方を探求し、食料産業の振興・発展に向けて活躍することを目指し、「コース」「領域」といった区分は設けず、より総合的・複眼的な視点で食料産業全体を捉え把握する思考・姿勢を養う。

食料産業学研究科 食料産業学専攻 [博士後期課程]



新潟食料農業大学大学院 研究生規程

(趣旨)

第1条 新潟食料農業大学大学院学則第39条に規定する研究生に関し、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学を卒業したものと同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第3条 志願する者は、次の各号に掲げる書類に、検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 研究生入学志願書(本学所定の用紙)
- (2) 履歴書(本学所定の用紙・写真添付)
- (3) 最終出身学校における卒業(見込み)証明書
- (4) その他本学が指定する書類

2 前項第1号の研究生入学志願書には、研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)の選定について、希望を記載する事ができる。

(入学者の選考)

第4条 入学を志願する者については、前条の規定に基づき提出された書類及び面接により選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格した者の認定及び指導教員の決定は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

(入学の許可)

第5条 前条の規定により合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学の時期)

第6条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(在学期間)

第7条 在学期間は、1年以内とする。ただし、在学期間経過後も引き続き研究を希望する場合

は、許可を得てその期間を延長又は更新することができる。

(研究業績の報告)

第8条 在学期間満了の際、その研究業績を、指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

2 前項の場合、本人の請求により研究証明書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第9条 検定料、入学料及び授業料の額は、別表に定める額とする。

2 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。

3 授業料は、所定の期日までに納付しなければならない。ただし、研究期間が6か月又は1か年以外の場合は、年額の1/2分の1に相当する額に月数を乗じた額とする。

(準用規定)

第10条 この規程に定めるもののほか、大学院学則その他大学院生に関する規程を準用する。

(事務)

第11条 事務は、事務局学務部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

検定料	入学料	授業料 (6ヶ月あたり)
10,000円	20,000円 (本学卒業生は免除)	90,000円

新潟食料農業大学大学院 科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 新潟食料農業大学大学院学則第40条に規定する科目等履修生に関し、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(出願手続)

第3条 志願する者は、次の各号に掲げる書類に、検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学志願書(本学所定の用紙)
- (2) 履歴書(本学所定の用紙・写真添付)
- (3) 最終出身学校における卒業(見込み)証明書
- (4) その他本学が指定する書類

(入学者の選考)

第4条 志願する者については、前条の規定に基づき提出された書類により選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格した者の認定は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

(入学の許可)

第5条 前条の規定により合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学金及び授業料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学の時期)

第6条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(在学期間)

第7条 在学期間は、入学を許可された当該年度の当該授業科目の開講学期内とする。

(試験及び単位修得証明書)

第8条 履修した授業科目の試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した授業科目については、願出により単位修得証明書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第9条 検定料、入学料及び授業料の額は、別表に定める額とする。

2 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。

(準用規定)

第10条 この規程に定めるもののほか、大学院学則その他大学院生に関する規程を準用する。

(事務)

第11条 事務は、事務局学務部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

検定料	入学料	授業料 (1単位あたり)
10,000円	20,000円	25,000円

新潟食料農業大学大学院 聴講生規程

(趣旨)

第1条 新潟食料農業大学大学院学則第41条に規定する聴講生に関し、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 志願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(出願手続)

第3条 志願する者は、次の各号に掲げる書類に、検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 聴講生入学志願書(本学所定の用紙)
- (2) 履歴書(本学所定の用紙・写真添付)
- (3) 最終出身学校における卒業(見込み)証明書
- (4) その他本学が指定する書類

(入学者の選考)

第4条 志願する者については、前条の規定に基づき提出された書類により選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格した者の認定は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

(入学の許可)

第5条 前条の規定により合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学科及び聴講料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学の時期)

第6条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(在学期間)

第7条 在学期間は、入学を許可された当該年度の当該授業科目の開講学期内とする。

(試験等)

第8条 聴講した授業科目について、願出により試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した授業科目については、願出により合格証明書を交付する。ただし、単位の認定は行わない。

(検定料、入学料及び聴講料)

第9条 検定料、入学料及び聴講料の額は、別表1に定める額とする。ただし、本学卒業生は別表2に定める額とする。

- 2 研究生として本学に在籍する学生は、検定料、入学料及び聴講料を免除する。
- 3 科目等履修生として本学に在籍する学生は、検定料及び入学料を免除する。
- 4 納付した検定料、入学料及び聴講料は、還付しない。

(準用規定)

第10条 この規程に定めるもののほか、大学院学則その他大学院生に関する規程を準用する。

(事務)

第11条 事務は、事務局学務部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 9 条関係)

検定料	入学料	聴講料 (1 単位あたり)
10,000 円	10,000 円	25,000 円

別表 2 (第 9 条関係)

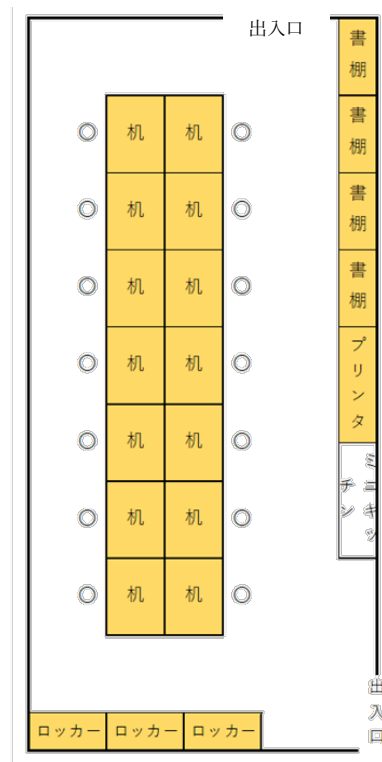
検定料	入学料	聴講料 (1 単位あたり)
免除	免除	25,000 円

【資料 1 1】 大学院生室概略図

<胎内キャンパス>

約 43 m²の大学院生室を整備。

机	14	台
イス	14	脚
書棚／ベース	4	組
ロッカー（6人用）	3	台
プリンタ台	1	台



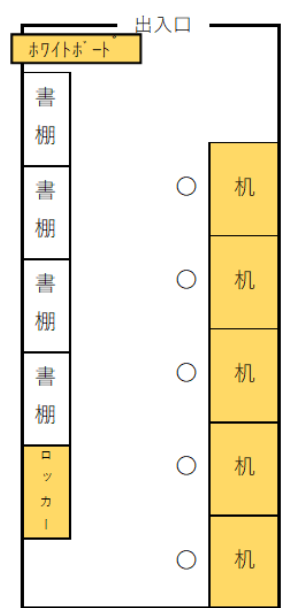
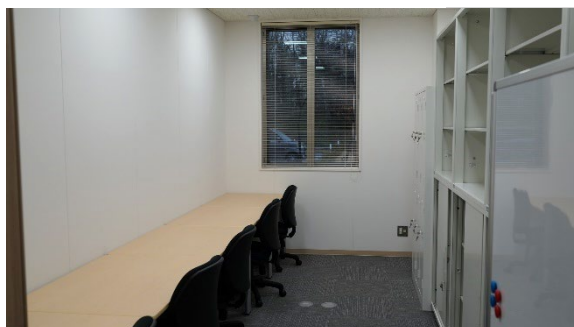
<新潟キャンパス>

約 17 m²の大学院生室を整備。

机	5	台
イス	5	脚
ロッカー（6人用）	1	台
ホワイトボード	1	台



※プリンタは学内プリント機を使用



【資料12】 購入予定図書・雑誌

No.	領域	区分	書名	出版社
1	アグリ	和	SDGsに向けた生物生産学入門	共立出版
2	アグリ	和	植物バイオサイエンス: Plant Bioscience	共立出版
3	アグリ	和	デジタル・ゲノム革命時代の農業イノベーション	農林統計出版
4	アグリ	和	農の原理の史的研究: 「農学栄えて農業亡ぶ」再考(叢書パルマコン 03)	創元社
5	アグリ	和	グローバルに未来を思考する: 地球の食・農・環境とエネルギー	東京農業大学出版会
6	アグリ	和	人新世の開発原論・農学原論: 内発的発展とアグロエコロジー	農林統計出版
7	アグリ	和	朝倉農学大系: 1 植物育種学	朝倉書店
8	アグリ	和	朝倉農学大系: 2 植物病理学 1 植物病原	朝倉書店
9	アグリ	和	朝倉農学大系: 3 植物病理学 2 感染生理・疫学・植物保護	朝倉書店
10	アグリ	和	朝倉農学大系: 4 生産環境統計学	朝倉書店
11	アグリ	和	講座これからの食料・農業市場学: 5 環境変化に対応する農業市場と展望	筑波書房
12	アグリ	和	有機食品市場の構造分析: 日本と欧米の現状を探る	農山漁村文化協会
13	アグリ	和	農業気象学入門	文永堂出版
14	アグリ	和	土を育てる: 自然をよみがえらせる土壌革命	NHK出版
15	アグリ	和	地力アップ大事典: 有機物資源の活用で土づくり	農山漁村文化協会
16	アグリ	和	エッセンシャル土壌微生物学: 作物生産のための基礎	講談社
17	アグリ	和	オーガニック: 有機農法、自然食ビジネス、認証制度から産直市場まで	築地書館

No.	領域	区分	書名	出版社
18	アグリ	和	「自然と共にある農業」への道を探る: 有機農業・自然農法・小農制	筑波書房
19	アグリ	和	バイオロジカル・コントロール, 第2版	朝倉書店
20	アグリ	和	持続可能な農業に向けた農法普及: 「生きものブランド米」の技術と導入行動	農林統計出版
21	アグリ	和	施設園芸学: 植物環境工学入門	朝倉書店
22	アグリ	和	リンゴの文化誌 (花と木の図書館)	原書房
23	アグリ	和	○×写真でわかるおいしい野菜の生育と診断	農山漁村文化協会
24	アグリ	和	園芸利用学	文永堂出版
25	アグリ	和	まちを変える都市型農園: コミュニティを育む空き地活用	学芸出版社
26	ビジネス・共通	和	SDGs×公民連携: 先進地域に学ぶ課題解決のデザイン	学芸出版社
27	ビジネス・共通	和	地域づくりのヒント: 地域創生を進めるためのガイドブック	先端教育機構社会情報大学院大学出版部
28	ビジネス・共通	和	エビデンスで紐解く地域の未来: Future for communities : How evidences present the real picture of local activities (関西学院大学産研叢書 45)	中央経済社
29	ビジネス・共通	和	まちづくり大全	中央経済社
30	ビジネス・共通	和	実践から学ぶ地域活性化: 多様な手法と多彩なカタチ	同友館
31	ビジネス・共通	和	共生時代の地域づくり論: 人間・学び・関係性からのアプローチ, 改訂普及版	農林統計出版
32	ビジネス・共通	和	ナラティブ経済学: 経済予測の全く新しい考え方	東洋経済新報社
33	ビジネス・共通	和	市場を創る: バザールからネット取引まで, 新版	慶應義塾大学出版会
34	ビジネス・共通	和	パンデミックは資本主義をどう変えるか: 健康・経済・自由	藤原書店

No.	領域	区分	書名	出版社
35	ビジネス・共通	和	世界経済の潮流: 2022年1 世界経済の不確実性の高まりと物価上昇	日経印刷
36	ビジネス・共通	和	教養としてのグローバル経済: 新しい時代を生き抜く力を培うために	有斐閣
37	ビジネス・共通	和	地図とデータで見る人口の世界ハンドブック	原書房
38	ビジネス・共通	和	ファミリー企業の戦略原理: 継続と革新の連鎖	日経BP日本経済新聞出版
39	ビジネス・共通	和	変貌する日本のイノベーション・システム	有斐閣
40	ビジネス・共通	和	中小企業の人材開発: Human Resource Development of Small and Medium - Sized Businesses	東京大学出版会
41	ビジネス・共通	和	企業価値経営: Corporate Value Management	日経BP日本経済新聞出版本部
42	ビジネス・共通	和	地域創生マーケティング	中央経済社
43	ビジネス・共通	和	地域ブランドのグローバル・デザイン	白桃書房
44	ビジネス・共通	和	「寄り添い型研究」による地域価値の向上	大学教育出版
45	ビジネス・共通	和	地域経済におけるサプライチェーン強靱化の課題: 地域産業連関分析によるアプローチ	共同文化社
46	ビジネス・共通	和	食料・農業の深層と針路: グローバル化の脅威・教訓から	創森社
47	ビジネス・共通	和	都市農業の変化と援農ボランティアの役割: 支え手から担い手へ	筑波書房
48	ビジネス・共通	和	都市農村交流事業による地域づくり: 農村における中間支援機能に注目して	筑波書房
49	ビジネス・共通	和	フードビジネス論: 「食と農」の最前線を学ぶ	ミネルヴァ書房
50	ビジネス・共通	和	フードシステムと日本農業, 改訂版 (放送大学教材)	放送大学教育振興会
51	ビジネス・共通	和	稼げる農業経営のススメ: 地方創生としての農政のしくみと未来	築地書館

No.	領域	区分	書名	出版社
52	ビジネス・共通	和	都市近郊農業経営の多角化戦略: 日英における経営戦略と持続可能性	東京大学出版会
53	ビジネス・共通	和	日本の法人フランチャイジー: 消費経済の知られざる担い手 (関西学院大学研究叢書 第226編)	新評論
54	ビジネス・共通	和	食サービス産業の工業化: 外食・中食産業を中心に	晃洋書房
55	ビジネス・共通	和	ブランディングの科学: 独自のブランド資産構築篇	朝日新聞出版
56	ビジネス・共通	和	北欧学派のマーケティング研究: 市場を超えたサービス関係によるアプローチ	白桃書房
57	ビジネス・共通	和	流通と商業データブック: 理論と現象から考える	有斐閣
58	フード	和	最新食品学: 総論・各論, 第5版	講談社
59	フード	和	八訂食品成分表: 2022	女子栄養大学出版部
60	フード	和	食品学: 食品成分と機能性, 第2版 (新スタンダード栄養・食物シリーズ 5)	東京化学同人
61	フード	和	タンパク質のおいしさ科学: 機能・性質から味・テクスチャー、各種肉類、調理・加工食品まで	エヌ・ティー・エス
62	フード	和	実践微生物制御による食品衛生管理: 食の安全管理からHACCPの現場対応まで	エヌ・ティー・エス
63	フード	和	食品分野における微生物制御技術の最前線: Recent Trends of Microbial Control in Food Industries, 普及版 (食品シリーズ)	シーエムシー出版
64	フード	和	食物アレルギーの現状とリスク低減化食品素材の開発: The Actual Condition of Food Allergy and Development of the Risk - Reducing Food Materials, 普及版 (食品シリーズ)	シーエムシー出版
65	フード	和	現場で役立つ食品微生物Q&A, 第5版	中央法規出版
66	フード	和	菓子変敗の科学: 微生物的原因とその制御	幸書房

No.	領域	区分	書名	出版社
1	ビジネス	和	一橋ビジネスレビュー 季刊 (冊子)	東洋経済新報社予約サービスセンター

【資料13】 新潟食料農業大学学術雑誌一覧

「一般雑誌」「主として学部を対象とする雑誌」「主として大学院を対象とする雑誌」の3区分で表記

No.	区分	タイトル	出版者
1	一般	Brutus	平凡出版
2	一般	Casa brutus	マガジンハウス
3	一般	月刊にいがた	ジョイフルタウン
4	一般	Komachi	ニュース・ライン
5	一般	Newsweek(日本語版)	CCCメディアハウス
6	一般	Pen	CCCメディアハウス
7	一般	Winart	美術出版社
8	一般	エコノミスト	毎日新聞社
9	一般	オレンジページ	オレンジページ
10	一般	ネットワークビジネス	サクセスマーケティング
11	一般	ビジネスチャンス	ビジネスチャンス
12	一般	プレジデント	ダイヤモンド・タイム社
13	一般	やさい畑	家の光協会
14	一般	ワイン王国	ワイン王国
15	一般	激流	国際商業出版
16	一般	週刊ダイヤモンド	ダイヤモンド社
17	一般	週刊東洋経済	東洋経済新報社
18	一般	日経woman	日経BP社
19	一般	日経Xtrend	日経BP社
20	一般	日経コンピュータ	日経BP社
21	一般	日経ビジネス	日経BP社
22	一般	販促会議	宣伝会議
23	一般	野菜だより	ブティック社
24	一般	料理王国	アビーハウス
25	一般	ニュートン	ニュートンプレス
26	一般	日経サイエンス	日経BP社
27	学部	AFC forum	日本政策金融公庫農林水産事業本部
28	学部	BIO city	ブックエンド
29	学部	Café sweets	柴田書店
30	学部	Diamond chain store	ダイヤモンド・フリードマン社
31	学部	Food biz	エフビー
32	学部	Food science and technology research	Japanese Society for Food Science and Technology
33	学部	Food style 21	食品化学新聞社
34	学部	Foodlife	総合食品研究所
35	学部	Forbes. Japan	アトミックスメディア
36	学部	Harvard business review	ダイヤモンド社
37	学部	JATAFFジャーナル	農林水産・食品産業技術振興協会
38	学部	Journal of bioscience and bioengineering	Society for Bioscience and Bioengineering
39	学部	Monthlyコロンプス	東方通信社

No.	区分	タイトル	出版者
40	学部	Turns	第一プログレス
41	学部	Vesta	味の素食の文化センター
42	学部	イルシー	日本国際生命科学協会
43	学部	栄養と料理	女子栄養大学出版部
44	学部	コンビニ	アール・アイ・シー
45	学部	ソトコト	木楽舎
46	学部	バイオサイエンスとインダストリー	バイオインダストリー協会
47	学部	ブレーン	誠文堂新光社
48	学部	遺伝	エヌ・ティー・エス
49	学部	飲食店経営	アール・アイ・シー
50	学部	化学と生物	東京大学出版会
51	学部	科学	岩波書店
52	学部	果実日本	日本果實協会
53	学部	環境ビジネス	日本ビジネス出版
54	学部	季刊地域	農山漁村文化協会
55	学部	月刊HACCP	鶏卵肉情報センター
56	学部	月刊Nosai	全国農業共済協会
57	学部	月刊ネット販売	宏文出版
58	学部	月刊フードケミカル	食品化学新聞社
59	学部	月刊ホテル旅館	柴田書店
60	学部	月刊食堂	柴田書店
61	学部	月刊食糧ジャーナル	食糧問題研究所
62	学部	月刊専門料理	柴田書店
63	学部	月刊廃棄物	日報
64	学部	現代農業	農山漁村文化協会
65	学部	作物生産と土づくり	日本土壌協会
66	学部	施設と園芸	日本施設園芸協会
67	学部	自然と農業	木香書房
68	学部	商店建築	商店建築社
69	学部	食と健康	日本食品衛生協会
70	学部	食べもの通信	食べもの通信社
71	学部	食品と科学	食品と科学社
72	学部	食品と開発	食品研究社
73	学部	食品と暮らしの安全	食品と暮らしの安全基金
74	学部	食品と容器	缶詰技術研究会
75	学部	食品機械装置	ビジネスセンター社
76	学部	食品工場長	日本食糧新聞社
77	学部	食品衛生研究	日本食品協会
78	学部	生物工学会誌	日本生物工学会
79	学部	宣伝会議	宣伝会議
80	学部	調理食品と技術	日本調理食品研究会
81	学部	日経バイオテク	日経BP社
82	学部	日本栄養・食糧学会誌	日本栄養・食糧学会

No.	区分	タイトル	出版者
83	学部	日本応用動物昆虫学会誌	日本応用動物昆虫学会
84	学部	日本醸造協会誌	日本醸造協会
85	学部	日本食品工学会誌	日本食品工学会
86	学部	日本水産學會誌	日本水産學會
87	学部	日本調理科学会誌	日本調理科学会
88	学部	日本農業の動き	農政ジャーナリストの会
89	学部	農業	大日本農會
90	学部	農業と經濟	英明企画編集
91	学部	農業経営者	農業技術通信社
92	学部	農業食料工学会誌	農業食料工学会
93	学部	農業電化	農業電化協会
94	学部	農耕と園芸	誠文堂新光社
95	学部	農作業研究	日本農作業研究会
96	学部	農政調査時報	全国農業会議所
97	学部	米麦改良	全国米麦改良協会
98	学部	包装技術	日本包装技術協会
99	学部	明日の食品産業	食品産業センター
100	学部	土地と農業	全国農地保有合理化協会
101	大学院	事業構想	事業構想大学院大学出版部
102	大学院	食品衛生学雑誌	日本食品衛生学会
103	大学院	日本食品化学学会誌	日本食品化学学会
104	大学院	日本食品微生物学会雑誌	日本食品微生物学会
105	大学院	日本防菌防黴学会誌	日本防菌防黴学会
106	大学院	農業および園芸	養賢堂
107	大学院	農村計画学会誌	農村計画学会
108	大学院	Applied and environmental microbiology	American Society for Microbiology
109	大学院	Crop Science	Wiley
110	大学院	Journal of Food Process Engineering	Wiley
111	大学院	Journal of Food Science	Wiley
112	大学院	Soil Science Society of America Journal	Wiley
113	大学院	Biology and Fertility of Soils	SpringerNature
114	大学院	Agroecology and sustainable food systems	Taylor&Francis

新潟食料農業大学大学院 大学院総務会規程

(目的)

第1条 この規程は、新潟食料農業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第8条及び第8条の2の規定に基づき、新潟食料農業大学大学院（以下「本大学院」という。）が設置する大学院総務会について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 大学院総務会は、大学院学則第8条の2に掲げる、次の本大学院全般に係わる重要事項について審議する。

- (1) 教育研究環境の整備に関すること
- (2) 大学院学則及びその他規程の制定・改廃に関すること
- (3) 教育職員人事に関すること
- (4) 学生の定員に関すること
- (5) 学生の生活、身分に関すること
- (6) 理事会が諮問する事項に関すること
- (7) 学長または研究科長が諮問する事項に関すること
- (8) 教育研究に関すること
- (9) その他大学院の運営に関すること

2 その他必要な事項は、別に定める。

(委員会設置)

第3条 大学院総務会は、必要に応じて個別の議案を審議させるための専門委員会（以下「委員会」という）を置くことができる。

- 2 委員会における審議結果は大学院総務会に報告し、学長の承認を経なければならない。
- 3 委員会に関する規程は、別に定める。

(議長)

第4条 大学院総務会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、大学院総務会を主宰する。

(開催)

第5条 大学院総務会は、原則として、毎月1回開催する。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は必要に応じて臨時に大学院総務会を開催することができる。

(議案の提出)

第6条 議案は、議長が提出する。

2 前項の規定にかかわらず、当該大学院総務会構成員は、その3分の1以上の連署をもって議案を提出することができる。

(議事)

第7条 大学院総務会は、公務により出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、議題ごとに当該議決権を有する者の3分の2以上の出席がなければ議事を行うことができない。

2 大学院総務会の議事は、他に特別の定めのある場合を除き、議決権を有する出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 大学院総務会は、必要に応じて構成員以外の者を大学院総務会に出席させ、意見を聴くことができる。

(審議事項の報告)

第9条 第2条の規定に基づき審議された事項のうち、大学院の円滑な運営を図るために研究科教授会への報告が必要とされる事項については、議長を通じて研究科教授会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 大学院総務会の庶務は、事務局総務部が処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学院総務会及び総務会の議を経て学長が行う。

(運営の細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、大学院総務会の運営について必要な事項は、大学院総務会の議を経て議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

新潟食料農業大学大学院 研究科教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟食料農業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第9条及び第10条の規定に基づき、新潟食料農業大学大学院（以下「本大学院」という。）に置く研究科教授会の組織、運営等について定める。

(設置)

第2条 大学院学則第9条の規定に基づき、本大学院に研究科教授会を置く。

(構成)

第3条 研究科教授会は、大学院学則第9条第2項の規定に基づき構成する。

(審議事項)

第4条 研究科教授会は、大学院学則第10条に定める次の事項について、学長が決定を行うに当たり、審議した結果を学長に意見として述べるものとする。

- (1) 学生の入学、修了に関する事
- (2) 学位の授与に関する事
- (3) 学位論文の審査に関する事項
- (4) 教育・研究の基本方針に関する事
- (5) 教育課程及び履修方針に関する事
- (6) 学生の研究及び指導、賞罰及び除籍に関する事
- (7) 授業科目の編成、担当及び試験に関する事

2 研究科教授会は、大学院学則第10条第1項に基づき、前項各号に掲げるもののほか、学長、研究科長及びその他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる本大学院の教育研究に関する事項について審議する。

3 研究科教授会は、大学院学則第10条第3項に基づき、前2項で審議した事項について、学長等の求めがあった場合、その結果を学長等に意見として述べるができる。

(議長及び会の開催)

第5条 研究科教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

2 議長は、研究科教授会を主宰する。

3 研究科教授会は、原則として、毎月1回開催するものとする。ただし、議長が必要と認めた場合は、臨時に会議を招集することができる。

4 研究科教授会構成員の3分の1以上が開催を要求したときは、議長は研究科教授会を招集しなければならない。

(会議の成立要件)

第6条 研究科教授会は、構成員（授業中、止むを得ない理由による学生指導中、海外出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(代議員会)

第7条 研究科教授会は、研究科教授会に属する一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。

2 前項の代議員会の組織運営については、研究科教授会に諮り、大学院総務会の議を経て学長が定める。

(委任)

第8条 研究科教授会は、次に掲げる審議事項について、代議員会に委任することができる。

(1) 学生の入学、修了に関すること

(2) 学位の授与に関すること

(3) 学位論文の審査に関する事項

2 その他代議員会に委任することができる審議事項については、研究科教授会に諮り、大学院総務会の議を経て学長が定めることができる。

3 研究科教授会は、代議員会に対してその審議結果等の報告を求めるものとする。

(議事の議決)

第9条 議事の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 研究科教授会は、代議員会の議決をもって、研究科教授会の議決とすることができる。

(委員会の設置)

第10条 研究科教授会は、専門の事項について審議する必要があるときは、専門的知見を持った教員から構成される委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の組織運営については、研究科教授会の議を経て学長が定める。

(構成員以外の出席)

第11条 議長は、必要があるときは研究科教授会の決定により研究科教授会に加える者以外の者を出席させ、報告又は意見を求めることができる。

(議事の記録)

第12条 研究科教授会の議事の要旨を記録して、次回の定例研究科教授会で確認を得るものとする。

(庶務)

第13条 研究科教授会に関する事務並びに議事要旨の作成及び保管は、議長の指示に基づき、事務局総務部が行う。

(改正)

第14条 この規程の改正は、研究科教授会に諮り、大学院総務会及び総務会の議を経て学長が行う。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究科教授会の運営に関し必要なことは、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

【資料16-1】 新潟食料農業大学大学院 大学院教務委員会規程（案）

新潟食料農業大学大学院 大学院教務委員会規程（案）

（設置）

第1条 新潟食料農業大学大学院に大学院教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、修士課程及び博士後期課程の教務を円滑に推進し教育の発展に寄与するため、必要な事項を調査、審議又は処理することを目的とする。

（所掌事項）

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）教育課程の編成及び授業の実施に関する事項
- （2）学位論文の提出、受理、審査に関する事項
- （3）試験、単位認定、進級及び修了に関する事項
- （4）研究生、科目等履修生、聴講生等に関する事項
- （5）長期履修制度に関する事項
- （6）その他教務に関する事項

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）教員 3名
- （2）事務局職員 1名
- （3）委員会が必要と認めた教員及び事務職員 若干名

（任期）

第5条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 議事の議決は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要があると認めたときは、委員会の中に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長は、委員のうちから委員長が委嘱する。

3 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の審議が終了したときは、その結果を研究科教授会に報告する。

2 委員長は、大学院学則第10条で定める事項の審議結果の決定にあたっては、研究科教授会の議を経て学長の承認を得なければならない。

3 委員長は、前項の事項のほか、審議結果について研究科教授会に意見を求めることができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務局学務部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

新潟食料農業大学大学院 大学院学生委員会規程

(設置)

第1条 新潟食料農業大学大学院に大学院学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学生生活について適切な指導・助言及び環境整備を行い、その充実に寄与するため、必要な事項を調査、審議または処理することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学生の生活指導及び福利厚生に関する事項
- (2) 学生の休学、退学、復学等に関する事項
- (3) 学生の課外活動に関する事項
- (4) 奨学生及び授業料減免に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) 保護者との情報交流に関する事項
- (7) その他学生生活に関する事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教員 3名
- (2) 事務局職員 1名
- (3) 委員会が必要と認めた教員及び事務職員 若干名

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

- 2 議事の議決は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要があると認めたときは、委員会の中に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会長は、委員のうちから委員長が委嘱する。
- 3 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の審議が終了したときは、その結果を研究科教授会に報告する。

- 2 委員長は、大学院学則第10条で定める事項の審議結果の決定にあたっては、研究科教授会の議を経て学長の承認を得なければならない。
- 3 委員長は、前項の事項のほか、審議結果について研究科教授会に意見を求めることができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務局学務部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

新潟食料農業大学大学院 大学院入試・広報委員会規程

(設置)

第1条 新潟食料農業大学大学院に大学院入試・広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、入学選抜試験を効果的かつ円滑に推進し適正な入学者選抜を行うため、および広報に関する全般的な検討、企画および円滑な学生募集を効果的かつ円滑に推進するため、必要な事項を調査、審議または処理することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入学者選抜の基本方針に関する事項
- (2) 入学選抜の制度および実施に関する事項
- (3) 入学者の選抜基準に関する事項
- (4) 広報および学生募集の基本方針に関する事項
- (5) 広報および学生募集の計画および実施に関する事項
- (6) ホームページの管理および運用に関する事項
- (7) その他入学者選抜、広報および学生募集に関する事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教員 3名
- (2) 事務局職員 1名
- (3) 委員会が必要と認めた教員および事務職員 若干名

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第6条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

- 2 議事の議決は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の中に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会長は、委員のうちから委員長が委嘱する。
- 3 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の審議が終了したときは、その結果を研究科教授会に報告する。

- 2 委員長は、大学院学則第10条で定める事項の審議結果の決定にあたっては、研究科教授会の議を経て学長の承認を得なければならない。
- 3 委員長は、前項の事項のほか、審議結果について研究科教授会に意見を求めることができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務局入試広報部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

新潟食料農業大学大学院 大学院FD委員会規程

(設置)

第1条 新潟食料農業大学大学院に大学院FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、教育研究活動の内容及び方法の改善・向上及び教育研究活動の適切かつ効果的な運営を図り教育・研究の発展に寄与するため、必要な事項を調査、審議または処理することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育研究活動の改善に関する立案・実施に関する事項
- (2) 初任者及び現任者の研修計画の立案・実施に関する事項
- (3) 学生による授業評価の計画・実施及び分析に関する事項
- (4) 教育研究活動の改善に関する情報の収集と提供に関する事項
- (5) 教育研究活動の運営に必要な知識及び技能の習得に関する立案・実施に関する事項
- (6) 教育研究活動の運営に必要な知識及び技能の習得に関する情報の収集と提供に関する事項
- (7) その他教育研究活動の改善及び教育研究活動の適切かつ効果的な運営に関する事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教員 3名
- (2) 事務局職員 1名
- (3) 委員会が必要と認めた教員及び事務職員 若干名

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 議事の議決は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要があると認めたときは、委員会の中に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長は、委員のうちから委員長が委嘱する。

3 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の審議が終了したときは、その結果を研究科教授会に報告する。

2 委員長は、大学院学則第10条で定める事項の審議結果の決定にあたっては、研究科教授会の議を経て学長の承認を得なければならない。

3 委員長は、前項の事項のほか、審議結果について研究科教授会に意見を求めることができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務局学務部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。